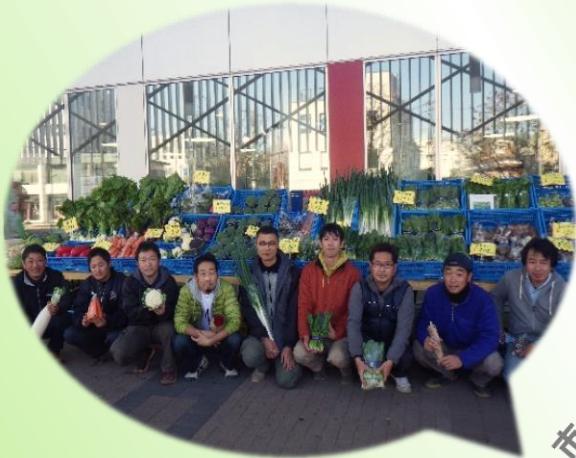


第4次町田市農業振興計画

「市民と農をつなぐ」

魅力ある町田農業の推進

～ 担い手が育ち、活躍するまち「町田」～



2017年3月
町田市

はじめに

町田市の農業は、生産者と消費者との距離が近いという都市農業の特徴を活かし、市民に良質な農産物を供給していますが、近年では農業者の高齢化に伴う担い手の減少、遊休農地の増加といった様々な課題を抱えております。

2015年には、都市農業の振興に関して基本的な理念及び今後の施策運営の方向性を示す、都市農業振興基本法が制定されました。これを受け、同法の主旨を踏まえつつ、町田市の農業が持つ課題や期待に対応すべく、2017年度から2026年度を計画期間とする第4次町田市農業振興計画を策定いたしました。



本計画では、第3次町田市農業振興計画の評価や町田市の農業の現状と課題を踏まえ、目指す将来に向けた方向性として計画の基本理念を「『市民と農をつなぐ』魅力ある町田農業の推進」としました。

市民は、市内産の農産物の購入や農業体験を通して農に魅力を感じ、理解を深めることで農業を支えます。一方、農業者は、市民のニーズに応えるため、安心安全な農産物を生産します。このように都市農業の推進は市民と農業の間につながりをもたらし、お互いに支えあっていくことで町田の農業が魅力あるものになると考えています。

本計画の特徴として、農業全体を「担い手」「農地」「販売」「市民と農とのふれあい」の4つの視点で掘り下げており、基本理念を実現するための具体的な実行計画を含んだ計画としています。

本計画を実行するにあたっては、農業者や町田市農業協同組合等の関係団体、事業者や市民の皆様が一体となって取り組んでいくことが重要です。今後も皆様からご理解とご協力を
お願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました町田市農業振興計画策定検討委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に、深く感謝申し上げます。

2017年3月

町田市長 石阪丈一

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の主旨と背景	1
(1) 計画策定の主旨	1
(2) 計画策定の背景	1
2. 計画の構成	2
3. 計画期間	3
4. 計画の位置づけ	3
第2章 町田市の農業の将来像	4
1. 基本理念	4
2. 町田市が目指す農業の将来像	4
(1) 「担い手」における将来像	5
(2) 「農地」における将来像	5
(3) 「販売」における将来像	5
(4) 「市民と農とのふれあい」における将来像	6
第3章 町田市の農業の現状・課題	7
1. 町田市の概況	7
2. 町田市の農業の現状	9
(1) 第3次計画の評価	10
(2) 担い手の現状	11
(3) 農地の現状	15
(4) 販売の現状	18
(5) 市民と農とのふれあいの現状	20
3. 町田市の農業の課題	22
(1) 担い手における課題	22
(2) 農地における課題	22
(3) 販売における課題	23
(4) 市民と農とのふれあいにおける課題	24

第4章 町田市の農業の基本方針	25
1. 基本方針	25
2. 基本目標	25
3. 基本目標の相関図	26
4. 計画期間における数値目標	27
(1) 確保すべき農家数	27
(2) 確保すべき経営耕地面積	27
(3) 農用地利用集積の目標	28
(4) 労働時間と農業所得目標	28
(5) 農業産出額の目標	29
『本計画で使用した主な調査結果及び参考文献等』	30
第5章 実行計画	31
1. 施策の体系	31
2. 実行計画	32
基本目標Ⅰ：意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり	32
(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援【重点】	32
(2) 新たな担い手の育成・支援【重点】	34
(3) 安全で安心な農産物の生産支援	36
基本目標Ⅱ：都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮	38
(1) 遊休農地の解消【重点】	38
(2) 市街化区域農地の維持・活用	40
(3) 農地が持つ多面的機能の発揮	42
基本目標Ⅲ：立地を活かした地産地消の推進	44
(1) ブランド化の推進強化【重点】	44
(2) 市内産農産物の流通促進【重点】	46
基本目標Ⅳ：多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上	48
(1) 多様な農にふれあう機会の創出【重点】	48
(2) 町田農業の魅力の伝達	50
第6章 計画の進め方	52
補 章 経営モデルの設定	53
1. 野菜を主にした経営体モデル	54
2. 観光農園・体験農園を主にした経営体モデル	54
3. 植木を主にした経営体モデル	55
4. 花きを主にした経営体モデル	55
5. 畜産を主にした経営体モデル	56

附属資料	· · · · ·	5 7
1. 策定経過	· · · · ·	5 7
2. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会設置要綱	· · · · ·	5 8
3. 第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会設置要綱	· · · · ·	6 0
4. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会委員名簿	· · · · ·	6 2
5. 第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会委員名簿	· · · · ·	6 2

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の主旨と背景

(1) 計画策定の主旨

町田市の農業は、農業者の高齢化による担い手不足や市街化区域¹農地の減少など、様々な課題を抱えていますが、市内には約42万人が居住する大消費地の側面を持ち、野菜を中心に多様な農産物を供給しています。また、2015年に施行された都市農業振興基本法²や生産緑地³の“平成34年問題”等を踏まえ、新たな振興施策の展開が求められています。

そこで本計画においては、町田市の農業の現状と課題整理を行い、目指す農業振興の方向や施策展開に関する考え方を示すとともに、農業者や町田市農業協同組合等の農業団体、民間団体、行政のそれぞれが役割を果たしていくことにより、町田市の農業振興を図ります。

なお、本計画は都市農業振興基本法における「地方計画」として位置づけ、農業経営基盤強化促進法⁴における「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」と関連づけた計画とします。

(2) 計画策定の背景～第3次計画からの変化～

①農業経営基盤強化促進法の改正

2009年に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地等の効率的な利用に向け、集積を促進することを目的とする農地利用集積円滑化事業が創設されました。

町田市は2011年に農地利用集積円滑化団体となり、遊休農地を新たな担い手にあわせんする同事業を開始しました。

②都市農業振興基本法の成立

都市農業の安定的な継続を図るとともに、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に都市農業振興

1 市街化区域

すでに市街地を形成している区域、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

2 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続と多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的として2015年4月に制定された都市農業の振興における基本理念を定めた法律。

3 生産緑地

市街化区域内の一団で500平米以上の農地で、行政から生産緑地の指定を受けたもの。なお、生産緑地の“平成34年問題”については、P2の『③生産緑地の“平成34年問題”』を参照。

4 農業経営基盤強化促進法

意欲ある農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化等の措置を講じることを定めた法律。

基本法が制定されました。同法第9条に基づき国が策定する都市農業振興基本計画を基本とし、地方公共団体は同法第10条に基づき都市農業の振興に関する計画（地方計画）を定めるよう努めることとされました。

③生産緑地の“平成34年問題”

生産緑地は、農地の保全に加えて、災害の防止や都市における良好な生活環境の形成・保全においても重要な役割を果たしています。生産緑地は、市街化区域内の農地を対象に指定され、この指定により、農地所有者は30年営農を続けることにより税制面での優遇措置を受けることができます。

この生産緑地の多くが2022（平成34）年頃に指定から30年を迎える、生産緑地法第10条に基づき生産緑地の買取申出ができるようになります。

生産緑地の減少に歯止めをかける為、国土交通省及び農林水産省は、営農継続と農地の適正保全が担保されることを条件に、税制改正を含めた協議の中で、市街化区域の生産緑地が貸借される場合も相続税の納税猶予の適用対象に含める措置の導入に向けた検討を行っています。

④市民の食と農に関わる関心の高まり

第3次計画策定からの10年間において、健康志向、簡便化志向、経済性志向などに代表されるように、消費者の生活スタイルは大きく変化を遂げています。それに伴い、安全で安心な農産物への意識の高まりや、身近な場所で利用できる市民農園や体験農園、収穫体験機会への期待、農業にかかわる多様な体験やサービスを提供する複合施設への期待など、消費者の食や農に関わる関心が高まっています。

2. 計画の構成

本計画では第2章において、計画の基本理念や町田市が目指す農業の将来像を掲げています。

第3章では、町田市の農業の現状と課題を整理し、第4章ではその課題を解決し、計画の基本理念を達成するための基本目標を掲げています。

第5章では、基本目標ごとに施策を設定し、その施策に対して主要な事業と5年後（2021年度）を見据えたスケジュールと目標を設定した実行計画を掲げています。

第6章では、本計画の推進にあたり農業者・市民・農業関係団体や民間団体・行政の役割と進捗確認や評価等の進行管理についての方法を掲げています。

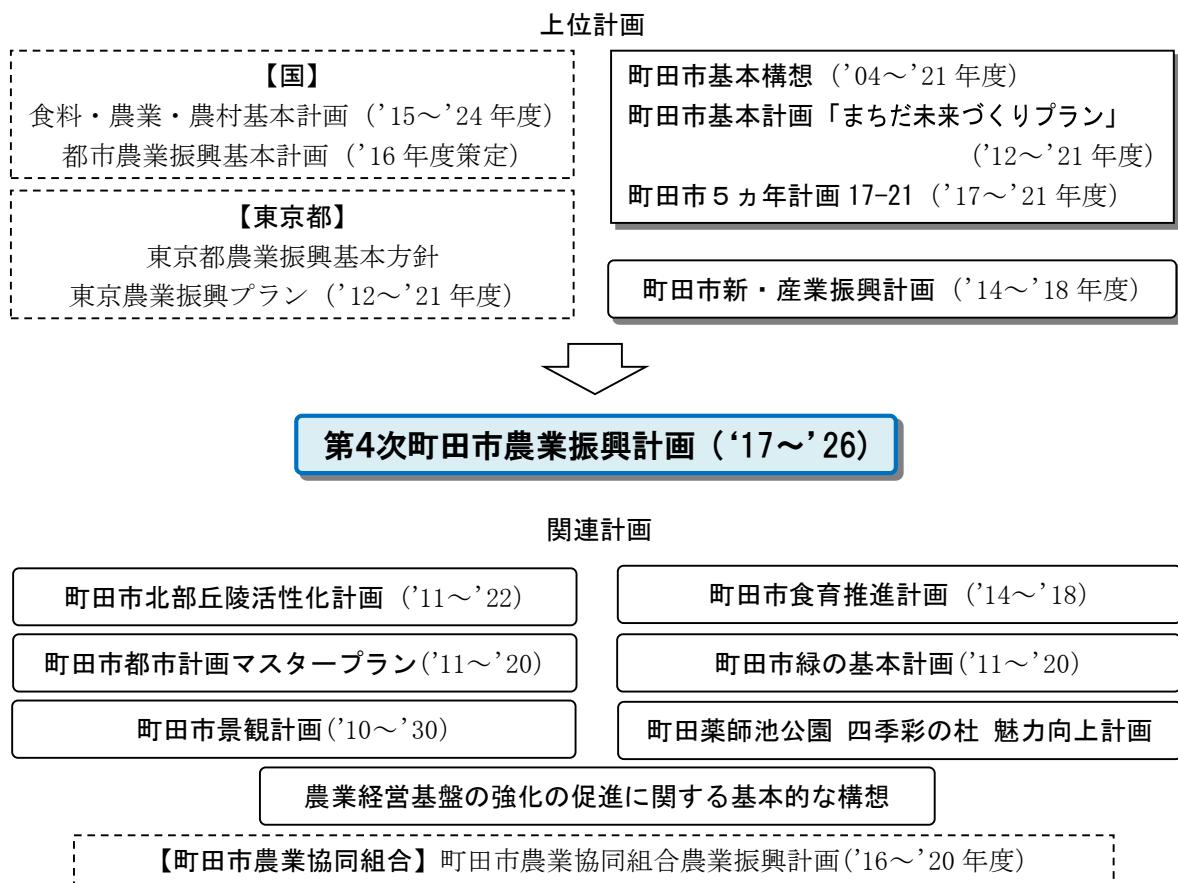
補章では、農業者が将来目指すべき姿の指標として、経営モデルを例示しています。

3. 計画期間

本計画の期間は、2017年度から2026年度までの10年間としますが、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じ、中間年である5年を目途に見直しを行います。

4. 計画の位置づけ

本計画は、下記に示す市の基本構想・基本計画、国や東京都の上位計画を踏まえ、関連計画との整合性を図り、策定するものです。



第2章 町田市の農業の将来像

1. 基本理念

「市民と農をつなぐ」魅力ある町田農業の推進
～担い手が育ち、活躍するまち「町田」～

町田市は市街地と農地が密接しており、農業が様々な形で市民の生活に関わっています。市民は、市内産の農産物の購入や農業体験を通して、農に魅力を感じ理解することで農業を支えていきます。そして、農業者は市民のニーズに応えるために、更に安心安全な農産物を生産し、地域内で密接に市民と農業者が支えあい共生します。このように都市農業を推進することで、市民と農業の間につながりをもたらし、お互いに支えあっていくことで町田市の農業を魅力あるものとしていきます。

そこで、本計画の基本的な理念を「『市民と農をつなぐ』魅力ある町田農業の推進」とし、都市農業が果たす機能が農業と市民を結びつけることで、農業者の経営基盤を強化し、安定的な農業の継続につなげ、ひいては町田の農を後世に渡りしっかりと引き継いでいくものとします。また、副題を「担い手が育ち、活躍するまち『町田』」とし、農業の新たな担い手を育成するとともに、多様な担い手が農業を生業として活躍する環境を整えていきます。

2. 町田市が目指す農業の将来像

町田市の農業の特徴は二面的な農業環境であり市街地に畠地や果樹園などが存在し、農住の調和がとれた環境が形成されている一方で、北部丘陵をはじめとした里山にも農地が多く残っており、田園風景や豊かな自然環境を享受することができます。

一方で、農業者の高齢化とともに、担い手不足により遊休農地が増加し、相続等により農地面積は減少していることから、農業にとって厳しい状況が続いている。将来にわたって農業・農地を残していくためには、市民や多様な担い手により農地が守られ、生業としての農業がしっかりと営まれる環境の整備が必要となってきます。

そこで、農業全体を「担い手」「農地」「販売」「市民と農とのふれあい」の4つの視点に分類し、それぞれの要素ごとに基本理念を踏まえて将来像を描きました。4つの将来像は今後の町田市の農業が目指すべき姿として位置づけ、基本理念の実現に向けた施策を展開していきます。

(1) 「担い手」における将来像

農業者は生産の喜びとやりがいを持って農業経営を行っていきます。

代々続く高い技術を持った農業者は、その技術を生かし質の良い農産物を生産し、他の農業者を牽引します。その一方で、農業者を目指す方は技術を学び、就農できる制度を活用し新しい担い手が誕生していきます。また、農家のお手伝いをする援農ボランティアが農業者を支える担い手になります。

都市農業の強みを生かし、生産直売から体験、観光、加工と様々な経営手法が取り入れられ、多様な担い手、多様な農業経営が展開されていきます。

(2) 「農地」における将来像

農業者の高齢化や後継者不足により手が回らなくなった農地は貸借され、新たな担い手の活用により守られています。市街地の中でしっかりと維持・管理された農地や田園風景は美しく、また、北部丘陵地域では里山の原風景が守られ、訪れる人にも癒しとなります。

農地は、気候・風土・生物多様性、環境保全など多様な役割を果たします。

市民はこうした農地の多様な機能に対する価値の高さを評価し、農業への理解が醸成されていきます。

(3) 「販売」における将来像

直売所や朝市・マルシェなどで気軽に手に入れることができる市内産農産物は、遠方から流通されてくる農産物とは違う、とれたてならではの高い鮮度と栄養価で、市民に喜びをもたらし、その消費量は増加していきます。

生産者と市内食品関連事業者等の連携により野菜や牛乳、卵などの農産物の流通がスムーズに行われ、飲食店やカフェなどで市内産を使用したメニューや、菓子や漬物などの農商工連携商品の開発が進みます。その結果、アイスクリームやプリン、ジャムなどの農業者が自ら行う6次産業商品も増え、市民はもっと気軽に市内産農産物の素晴らしさを知ることができます。

安定的に食材の供給を行うために地域ぐるみで運搬納入体制を確立することで、生産者の配送・納品への負担感を減らします。安定し、生産者の負担の少ない流通システムは、小規模農業者の生産量増加を促すきっかけとなっていきます。

市内小学校でも子どもたちに新鮮な市内産農産物を使用した給食を提供し、子どもたちは市内産農産物の味の良さを知り、町田市の農業について理解を深めています。子どもたちの食育は、その家庭の中にも広がり、さらに農への理解を深めるきっかけとなります。

(4) 「市民と農とのふれあい」における将来像

畠が近隣にある立地条件を利用し、市民は市民農園や体験農園、観光農園などで気軽に農作業を経験し、研修農場では援農や就農に向けた研修が受けられるようになります。

市では毎年農業祭を開催し、市内産農産物を見たり味わうことができるほか、農商連携による食品の開発により、市民の農への関心を高まっていきます。

高齢化や担い手不足で手が回らない農家の作業や流通を、多様な面から市民が支え、お互いに守っていくことで、市民と農業者の間で町田市への愛着が醸成されます。

2020年度に開園が予定される薬師池公園四季彩の杜のゲートハウス・農業体験エリア（P48 参照）は、今まで農業に関わりのない方や興味の無かった方々が気軽に農にふれあえる場所になります。

「健康増進のため自然とふれあいたい方」から、「自分で食べるものを自分で作りたい方」、「農家を支え貢献したい方」まで、市内の比較的利便性の良い身近な場所で、農業体験を楽しむことができるようになります。

市民が楽しみながら農に関わることで、市民のコミュニティーも再生されます。さまざまな過程で市民は農への理解を広げ、市内農産物の生産の過程を知ることで、農を知り、町田市内の農業者の存在が身近になっていきます。



第3章 町田市の農業の現状・課題

1. 町田市の概況

町田市は、東京都多摩地域の南部に位置し、市域の北側で八王子市、多摩市と接しながら、神奈川県側に大きく突出した形状をしており、東から西に向かって、川崎市（麻生区）、横浜市（青葉区・緑区・瀬谷区）、大和市及び相模原市と隣接しています。市域は東西に 22.3 km、南北に 13.2 km で、面積は 71.80 km² となっています。町田市北部の丘陵地域には里山や田園風景が残り、鶴見川の源流を有するみどり豊かな自然が息づく一方で、市街化区域では住みよい環境を備えた住宅都市として発展してきました。また、交通の結節点として東名高速道路や国道 16 号線などが通り、市内の物流、交通の要衝を担っています。鉄道においては小田急小田原線、JR 横浜線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、それぞれ東京都心や横浜市中心部と 30 分～40 分でつながっており、交通の利便性に恵まれています。



市の人口は、1958 年 2 月の市制施行当時は 6 万人程でしたが、大規模団地の建設や区画整理事業をはじめとする宅地開発により、2016 年 4 月 1 日現在では 427,180 人（住民基本台帳）となり、首都圏の中核都市として発展を続けています。

人 口			世帯数
	男	女	
427,180 人	209,833 人	217,347 人	190,737 世帯

（2016 年 4 月 1 日現在：住民基本台帳）

町田市の農業の歴史

町田の農業は江戸時代の頃から盛んになりました。大正から昭和の初期にかけては全国的に養蚕が盛んで、町田市域でも桑畑が一面に広がる風景が見られ、八王子から原町田を経て横浜に向かう街道は「絹の道」と呼ばれました。

しかし 1929 年のアメリカ大恐慌の後、生糸の価格が暴落したため養蚕は衰退し、その後はほうれん草などの葉菜類、ナスなどの果菜類、馬鈴薯（ジャガイモ）などのイモ類を中心に野菜の生産や畜産業も盛んになり、都内で有数の産地になっていきました。

1958 年、1 町 3 村の合併により、東京都の 9 番目の市として町田市が誕生しました。当時の代表的な農産物としては、生産の最盛期を迎えていた「小山田三つ葉」や、川崎市の柿生付近が原産地といわれる「禪寺丸柿」が挙げられます。

その後の日本経済は、大都市の会社や工場が飛躍的に発展成長を遂げたために、農村の人々が続々と都会へ働きに出て、大都市は人口急増となり、農村人口は激減しました。

また、1970 年頃をピークとした急速な都市化の波により、田畠や山林が宅地に開発され、農地と宅地の混在化、畜産業における環境問題など、農業生産環境の大きな悪化が見られるようになりました。

1991 年、生産緑地法が改正され、市街化区域内農地で「生産緑地地区」の指定が行われるようになり、農地保全につながる制度が確立されました。

1995 年には町田市市民農園条例が施行され、市民と農とのふれあい施設の整備が進みました。その後、市民の農への関心の高まりから農業体験農園や、地産地消・安心安全を目指す直売所の整備が進み、農を通して市民との交流が行われるようになりました。

2011 年には、農業経営基盤強化促進法に基づく農地のあっせん事業をスタートし、遊休農地の解消・里山の保全が図られるとともに、多くの新規就農者が誕生しました。



1955 年ころの町田税務署前



1960 年ころの南大谷の田園風景

参考：「町田の歴史をたどる（町田市）」、「食品経済研究 第 35 号」

協力：町田市農業協同組合

2. 町田市の農業の現状

町田市は、高度経済成長期以降において東京のベッドタウンとして急激に都市化が進み、宅地開発により人口が急増し、大消費地として発展を遂げてきました。町田市の農業の特徴として生産地と消費地との距離が近いことがあり、農業者は市民に良質な農産物や植木・花きを供給してきました。

しかし、近年は農業者の高齢化とともに、担い手不足により遊休農地が増加する一方で相続等により農地面積は減少していることから、担い手の農作業支援の一環として、民間団体が主体となって援農ボランティア⁵の育成や派遣を行い、市は新たな農の担い手を育成する町田市農業研修を実施しています。

生産状況を見ると野菜は、消費者の多様なニーズに応えられるよう少量多品目栽培を行い、果菜類や葉菜類を中心として様々な野菜が生産されています。露地栽培農家が中心となっている中で、年間を通じ安定供給を行うためのビニールハウス等の施設整備も進んでいます。しかしながら、アライグマやハクビシン、イノシシといった加害獣による露地野菜の食害が多くなっており、農作物被害への対策が求められています。

この他、市民が農とふれあう環境として自由に農作業を楽しめる「市民農園」や、農業者に農作業を教わりながら楽しめる「農業体験農園」があります。

果樹では、禅寺丸柿が代表的で、町田市の名産品「柿ワイン禅寺丸」の原材料として使用されています。他にもブルーベリーの生産が盛んで、市内には摘み取り体験方式による農園が点在しています。

肉用牛・酪農・養豚・養鶏を営む畜産農家は、都市的立地という難しい状況の中、品質の高い畜産物を市民に供給しており、市内ではブランド豚「TOKYO X」や、卵や牛乳を使用した加工品が製造されています。

これら市内産農産物は一部を除き町田市農業協同組合アグリハウスや農業者の庭先直売所等で手軽に購入できるほか、小学校給食や市内の一部の飲食店でも市内産農産物が通年で使用されており、地産地消⁶が進んでいます。

この他、市内産農産物に付加価値を付けるため、ブランド化の推進、東京都エコ農産物認証制度、6次産業化⁷などの取組が展開されています。

新たな事例としては、水耕栽培により「まちだシルクメロン」が生産されており、農・商・工業者の連携による取組が進んでいます。

5 援農ボランティア

高齢化、後継者難等の理由により、担い手が不足している農家の農地において、野菜の収穫等の農作業を行うことにより、農家を支援するボランティア。

6 地産地消

地域で生産された農産物や植木・花きをその地域内で消費する取組で、流通コストが削減されるほか、輸送距離が短くなることで地球温暖化等の環境問題に貢献します。

7 6次産業化

農業や水産業などの第1次産業が、食品加工(第2次産業)・流通販売(第3次産業)にも業務展開している経営形態。

(1) 第3次計画の評価

① 担い手に関する目標値の達成状況

	2005年度 実績値	2016年度 目標値	→	2015年度 実績値	目標値に対する 達成状況
総農家戸数	1,072戸	950戸	→	849戸	-101戸
主たる従事者1人当たりの年間労働時間	—	概ね 1,800時間	→	平均 2,450時間	+650時間

※2016年度目標値は、第3次町田市農業振興計画における目標値

※総農家数の2005年度と2015年度は農林業センサスの実績値

※主たる従事者1人当たりの年間労働時間2015年度実績値は、2015年度更新の認定農業者⁸の平均値

総農家戸数の減少要因として考えられる点としては、省力化が難しい農業に対して後継者の農業離れや若年層の就農者の減少が進んだことや、市街化区域農地においては相続税の負担が大きく、農地の売却による経営規模縮小にともない離農が進んだことなどが挙げられます。また、労働時間が目標に達しない要因としては、端境期対策として施設の導入が増加し農閑期がなくなっていることや、農作業以外にも出荷・配達・納品などの業務負担が大きく、主たる従事者の省力化が進まなかつたことが挙げられます。

② 農地に関する目標値の達成状況

	2005年度 実績値	2016年度 目標値	→	2015年度 実績値	目標値に対する 達成状況
経営耕地総面積	331ha	260ha	→	253ha	-7ha
農用地に占める 利用集積率	—	10%	→	16%	+6ポイント

※2016年度目標値は、第3次町田市農業振興計画における目標値

※「農用地に占める利用集積率」とは、市内の全農地面積に占める「認定農業者や認定新規就農者⁹等が所有もしくは借りている農地の合計面積」の割合

⁸ 認定農業者

意欲ある農業者が立てた農業経営改善計画（農業経営の現状や、生産方式・経営管理の合理化・農業従事の態様の改善等、農業経営の改善に関する目標及び目標を達成するための措置等を記載したもの。）を市が認定した者で、市はこの計画の目標達成に向けた支援を行います。

⁹ 認定新規就農者

新たに農業を始めた農業者が立てた青年等就農計画（経営開始時、または現状の農業経営の状況や、農業経営に関する目標及び目標を達成するために必要な施設や機械の購入、その他の措置に関する事項等を記載したもの。）を市が認定した者で、市はこの計画の目標達成に向けた支援を行います。

経営耕地総面積の減少要因としては、相続等による農地の減少や担い手自体が減少したことが大きく影響していますが、ほぼ目標値の面積を維持することができました。農地あっせん事業（農地利用集積円滑化事業）により認定農業者等への農地集積は進み、もう一つの目標である利用集積率については目標値を上回りました。

③ 販売金額別の経営体数の推移

農業経営体¹⁰（411 経営体）のうち、「50～500 万円」は約 40%、「500 万円以上」は 8%と合わせると半数近くを占めています。また、2005 年との比較では、50 万円未満（販売なし含む）の減少率が高く、50 万円以上の構成割合が高くなっています。

	2005 年度 実績値		2015 年度 実績値
販売なし	167 経営体	→	100 経営体
50 万円未満	178 経営体	→	116 経営体
50～500 万円未満	195 経営体	→	163 経営体
500 万円以上	37 経営体	→	32 経営体
計	577 経営体	→	411 経営体

※農林業センサスの実績値

（2）担い手の現状

総農家戸数は年々減少し、農業就業人口¹¹の平均年齢は 66.5 歳であるなど、全国的な傾向と同様に担い手の減少と高齢化が顕著となっています。特に、中心的な担い手となる販売農家¹²の割合が低くなっているほか、後継者がいる販売農家についても戸数・割合共に減少傾向にあります。

一方、認定農業者の人数は減少せず、新規就農者も 38 人誕生して新規就農が進みました。2010 年度より農業研修事業を開始し、農地あっせん制度により修了生からも新規就農者が誕生しました。また、民間団体が援農ボランティアを育成・派遣する事業を行い、市内農家の農作業を補助する取組も進んでいます。

10 農業経営体

経営耕地面積が 30a 以上又は、露地野菜作付面積 15a、施設野菜栽培面積 350 m²以上等の事業規模が外形基準以上の農業又は農作業の受託事業を行う者。

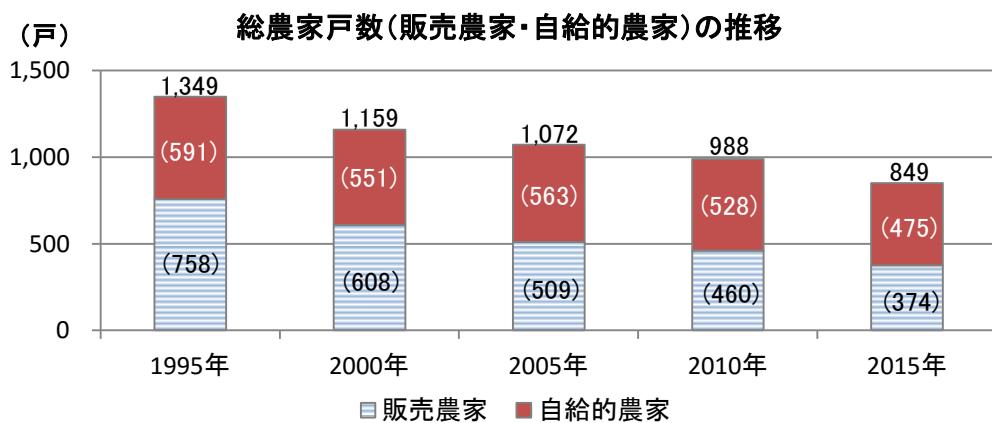
11 農業就業人口

自営農業に従事した世帯員のうち、自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者。

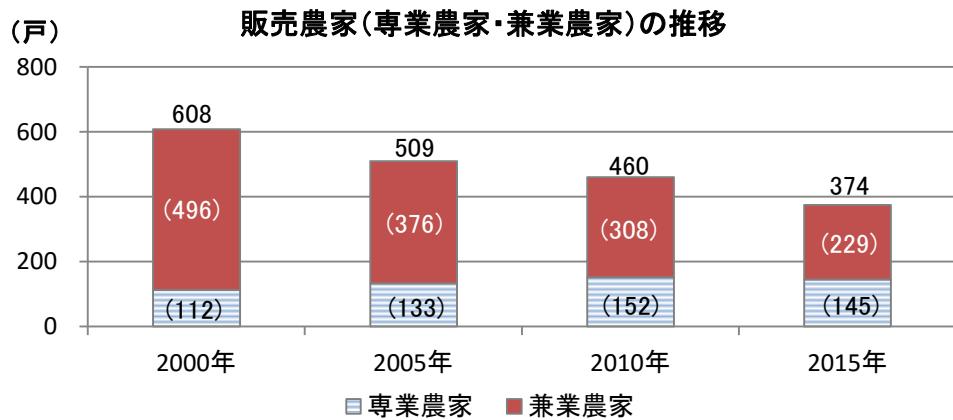
12 販売農家

経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家。

※現状値は「2015 年農林業センサス」



総農家戸数は 849 戸で、20 年前と比較すると約 37%、10 年前と比較すると約 21% 減少し、担い手が減少しています。総農家のうち販売農家は 374 戸で、2005 年以降、販売農家より自給的農家¹³ の割合が高くなっています。(現状値は「2015 年農林業センサス」)



販売農家のうち、専業農家¹⁴ は 145 戸、兼業農家¹⁵ は 229 戸で共に減少傾向ですが、販売農家に占める専業農家の割合は約 39% と 10 年前よりも 13% 増加しています。(現状値は「2015 年農林業センサス」)

¹³ **自給的農家**

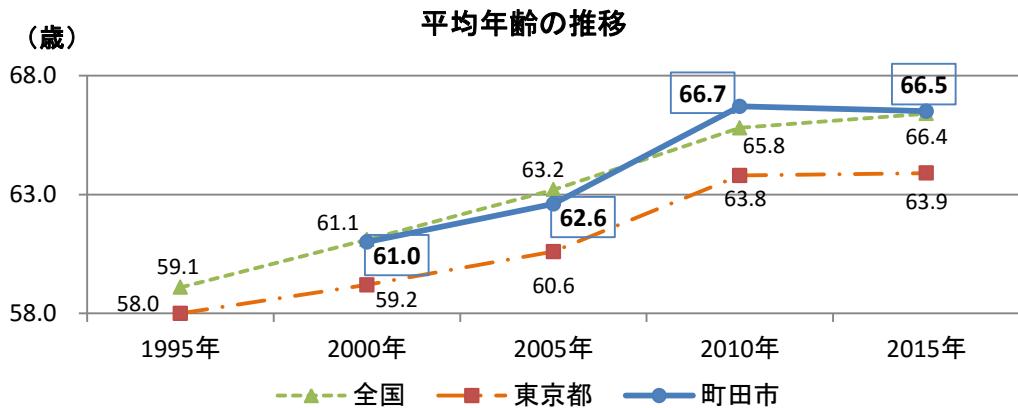
経営耕地面積が 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

¹⁴ **専業農家**

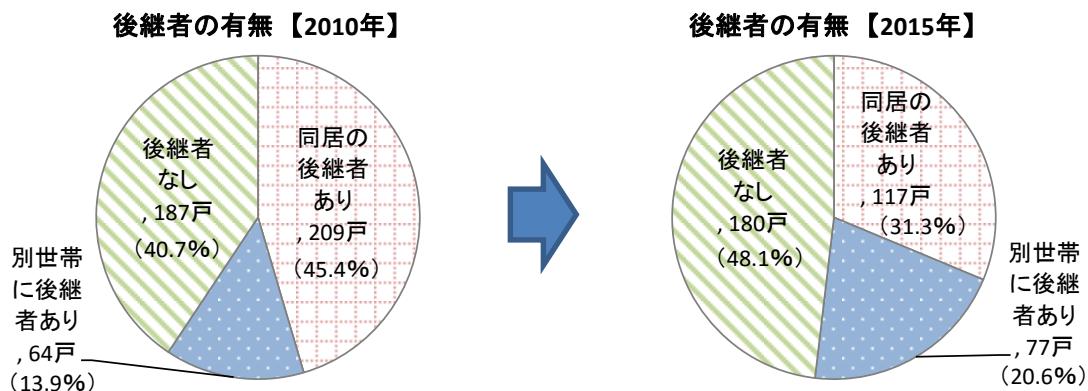
世帯員のなかに兼業従事者が一人もいない農家。

¹⁵ **兼業農家**

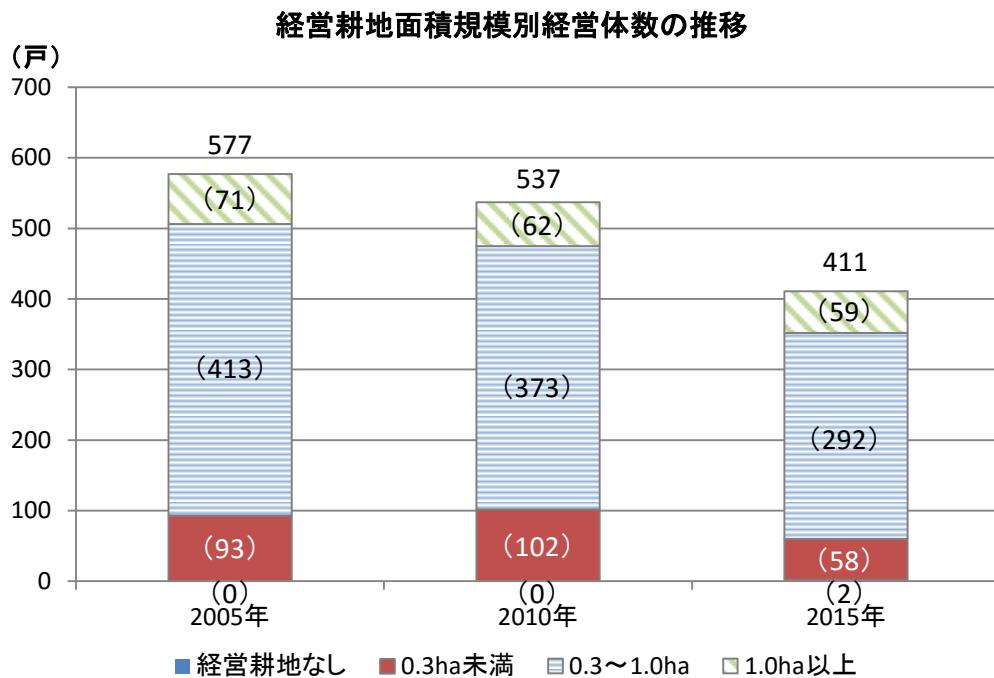
世帯員に兼業従事者が一人以上いる農家。



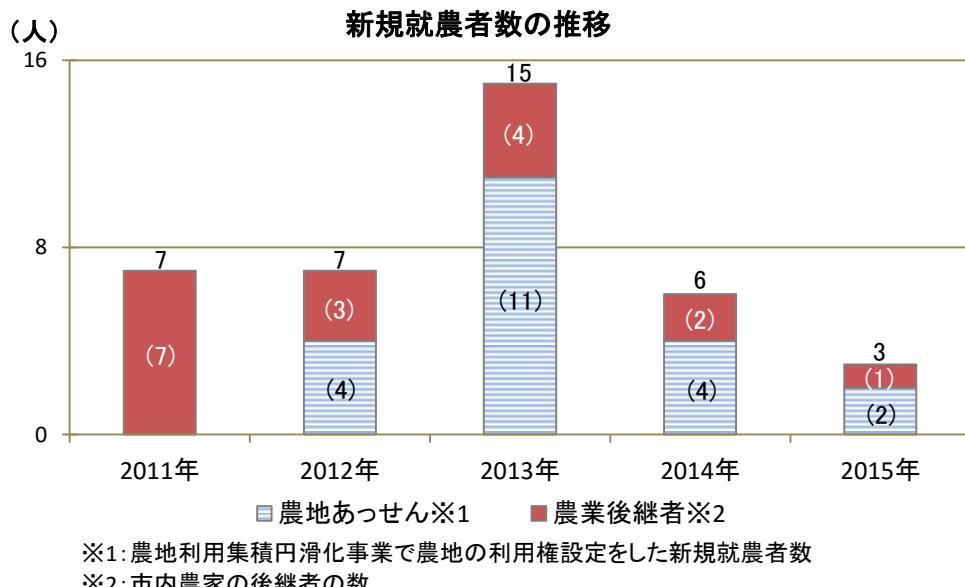
町田市の農業就業人口（671人）の平均年齢は66.5歳で、10年前（62.6歳）と比較すると高齢化が進行していますが、5年前（66.7歳）からは高止まりの傾向にあります。（現状値は「2015年農林業センサス」）



販売農家のうち、後継者がいる農家は194戸・51.9%で半数を上回っていますが、5年前（273戸・59.3%）と比較すると戸数・割合共に減少傾向で、割合は東京都全体及び都内隣接・近郊市と比較して低くなっています。（現状値は「2015年農林業センサス」）

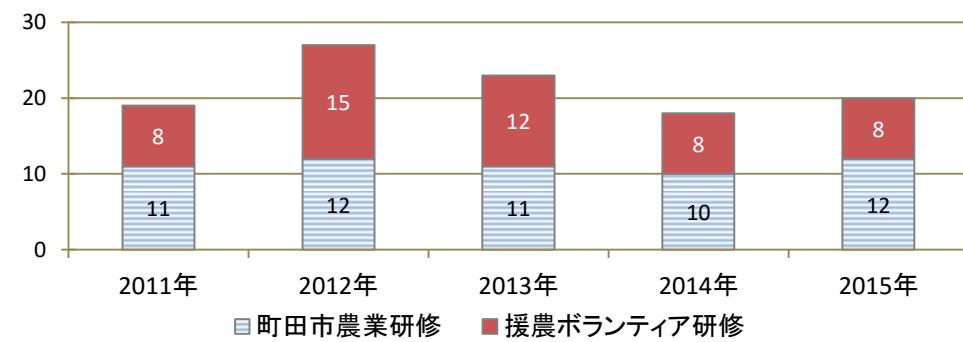


農業経営体は411 経営体で10 年前に比べて166 経営体減少していますが、そのうち1.0ha 未満の経営体による減少が93%を占めており、小規模な経営体の減少割合が大きくなっています。(現状値は「2015 年農林業センサス」)



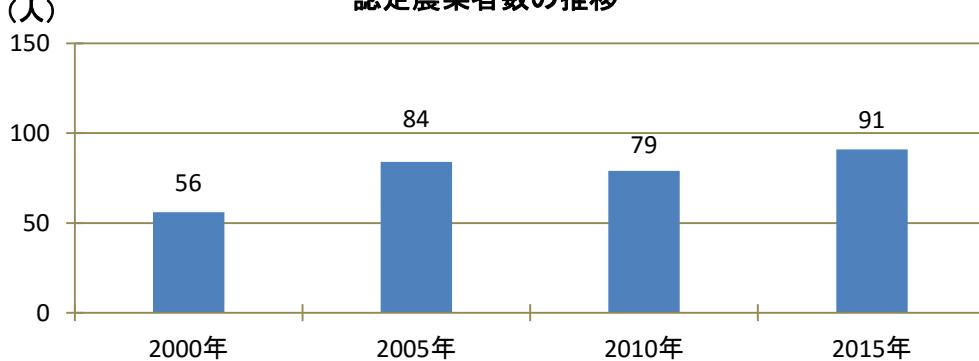
町田市が2011年から開始した農地あっせん事業(農地利用集積円滑化事業)により、2015年までの5年間で21人の新規就農者が誕生しています。また、この5年間で17人の農家の農業後継者が誕生しています。町田市では2014年に3名を認定新規就農者として認定しています。

(人) 町田市農業研修及び援農ボランティア研修修了者数の推移



町田市農業研修は過去5年で56人の修了者を、援農ボランティア研修は過去5年で51人の修了者を出しています。

認定農業者数の推移



認定農業者数は、2000年から2015年までの15年間で35名増加していますが、近年は新規認定と認定解除が概ね同数であるため、横ばいの状況が続いています。

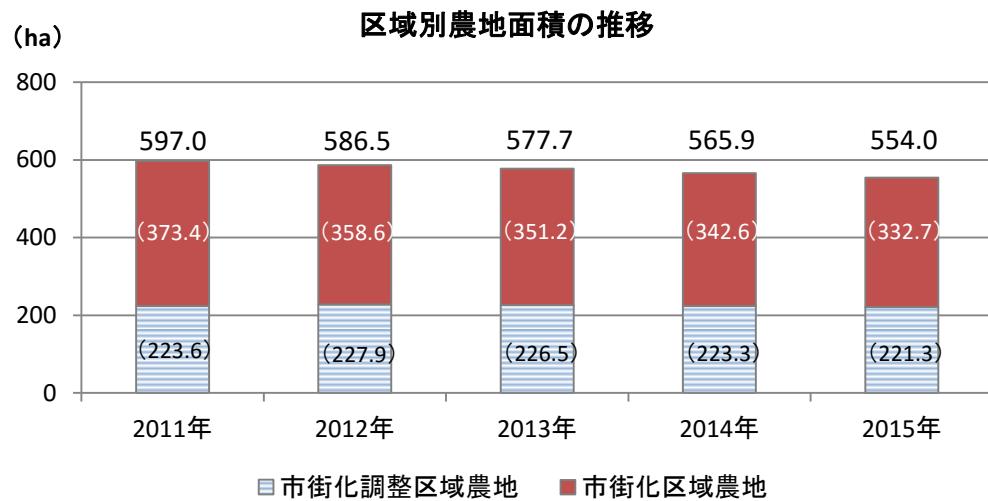
(3) 農地の現状

農地の面積は市街化調整区域¹⁶・市街化区域共に減少しています。農地の内訳は、市街化区域農地が約60%を占め、そのうち生産緑地が約70%と多くの割合を占めています。また、全農地における経営耕地の内訳は、畑作が約75%を占めています。農地あつせん事業により遊休農地の増加は抑えられています。

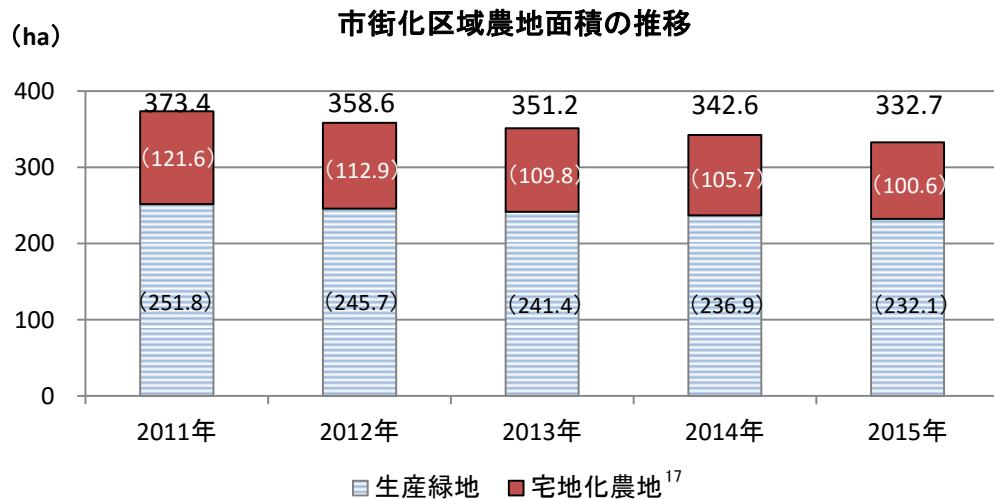
※現状値は「固定資産の価格等概要調書（2015年東京都総務局）」

¹⁶ 市街化調整区域

市街化を積極的に図る市街化区域とは異なり、市街化が抑制される区域。優れた自然環境を守る区域として、開発や建築が制限されている区域。



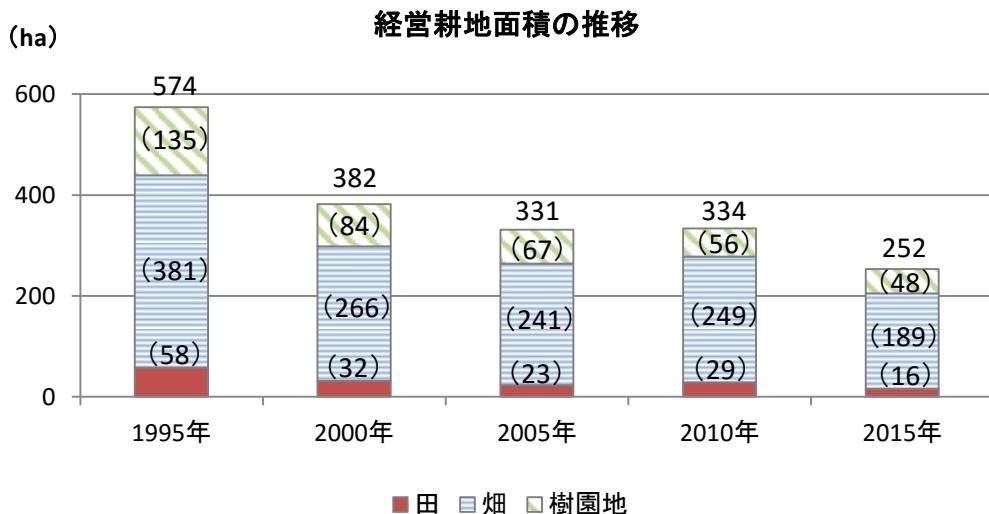
農地の面積は 554.0ha で、市街化調整区域・市街化区域別の割合は 6 : 4 で、2011 年以降の数値と比較して大きな変化はないものの、いずれも減少しています。



全農地のうち、市街化区域農地は 332.7ha・60.1%で、市街化区域農地のうち、生産緑地が 232.1ha・69.8%と多くの割合を占めています。(生産緑地の面積は 2016 年東京都都市整備局資料)

¹⁷ 宅地化農地

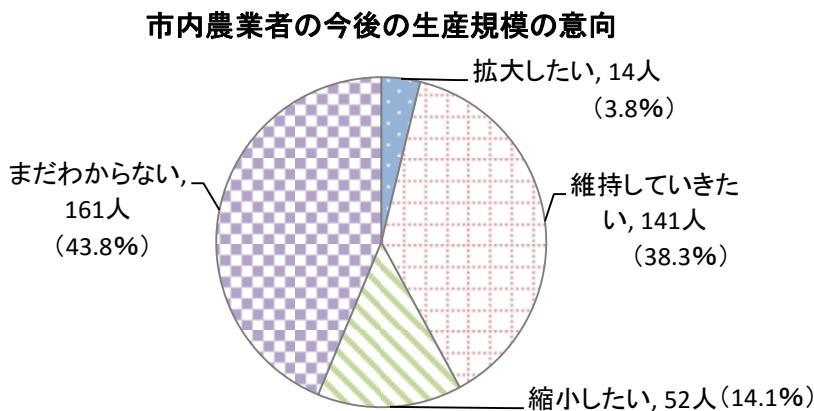
市街化区域内の農地のうち、生産緑地の行政から指定を受けていない農地。



経営耕地¹⁸総面積は 252ha で、20 年前と比較すると約 56%、10 年前と比較すると約 24% 減少しています。

また、経営耕地 (252ha) のうち、田は 16ha、畠は 189ha、樹園地は 48ha で共に減少傾向で、畠・樹園地に比べ田の減少率が高く、畠が 74.7% を占めています。(現状値は「2015 年農林業センサス」)

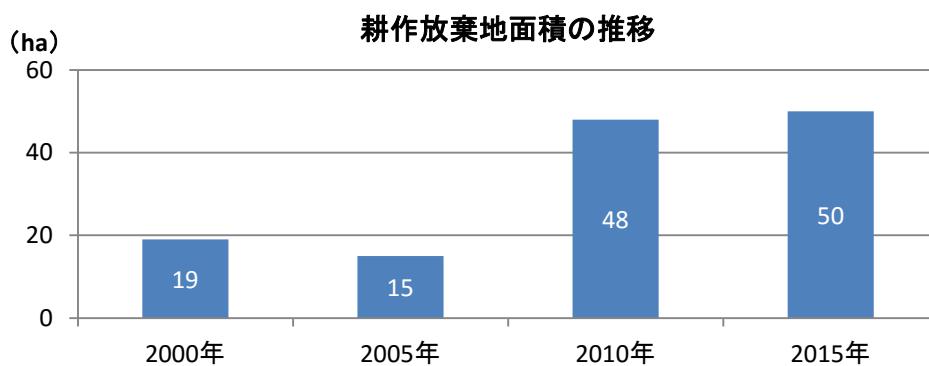
注) 上記グラフの数値については、明らかになっている単位を四捨五入している関係で、積み上げた数値の合計値が必ずしも一致しないことがあります。



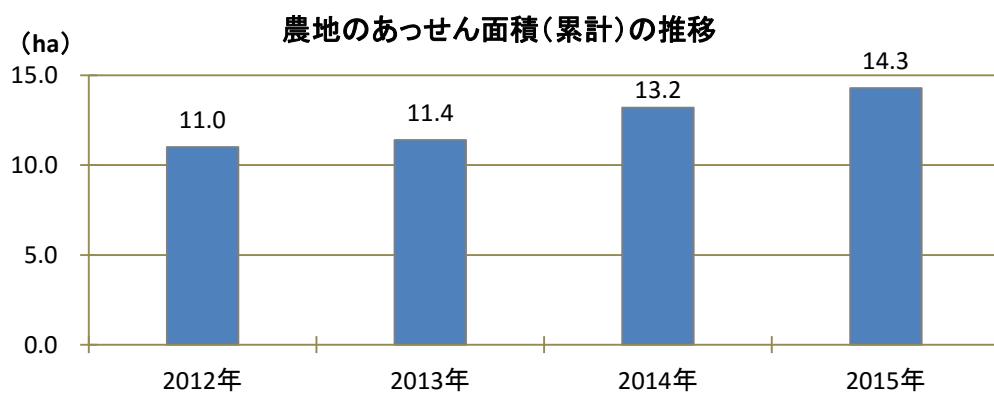
市内在住の農業経営面積 0.1ha 以上の農業者の中、今後の生産規模について「まだわからない」と回答している農家が 43.8%ともっとも多く、次いで「維持していく」が 38.3%を占めています。「拡大したい」を含めると 85.9%が縮小を考えていない状況です。(2014 年度町田市農産物生産流通調査)

18 経営耕地

農林業経営体が経営している耕地をいい、自作地と借入耕地の合計。
(経営耕地=所有耕地-貸付耕地-耕作放棄地+借入耕地)



耕作放棄地¹⁹は 50ha で、10 年前 (15ha) から 5 年前 (48ha) にかけて増加していますが、2011 年開始の農地あっせん事業（農地利用集積円滑化事業）の効果もあり、5 年前からは 2 ha の増加に留まっています。（現状値は「2015 年農林業センサス」）



農地のあっせん面積は 2011 年の事業開始から累計で 14.3ha となっており、年々増加しています。

(4) 販売の現状

農業産出額は 19.1 億円で、減少傾向にありますが、都内隣接・近郊市の中では八王子市に次ぐ額となっています。農業産出額の内訳を見ると野菜が 16.4 億円と最も多く、品目別で見るとトマトが 18%を占めています。また、市内産農産物の販売先がわからない・わかりにくいとの市民の声が多くなっています。

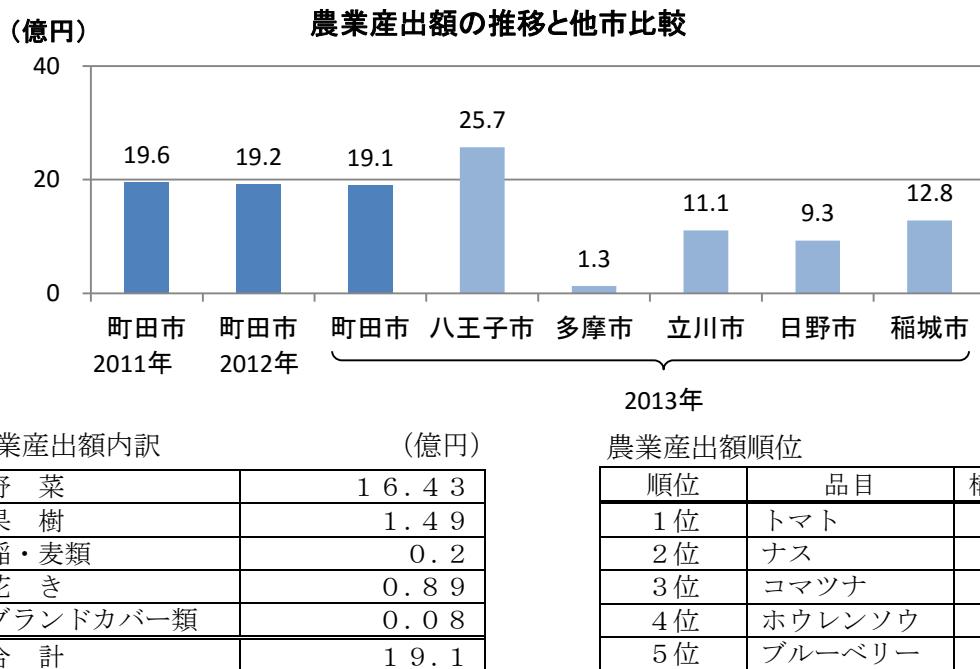
地産地消の観点では、安心安全な市内産農産物のブランド化を目指して、「まち☆ベジ」を P R しています。市内産農産物の販売拠点や使用している飲食店にて「まち☆ベジ」を P R していますが、認知度は 14.2%と低くなっています。また、食育の観点からも学校給食への市内産農産物の供給を推進していますが、野菜重量ベース上位 10 品目に占める市内産の割合は 7.4% (2015 年度) と低い状況にあります。

※農業算出額は「2013 年東京都農作物生産状況調査等」

※まち☆ベジ認知度は「2013 年度町田市の食育推進計画づくりに関するアンケート調査」

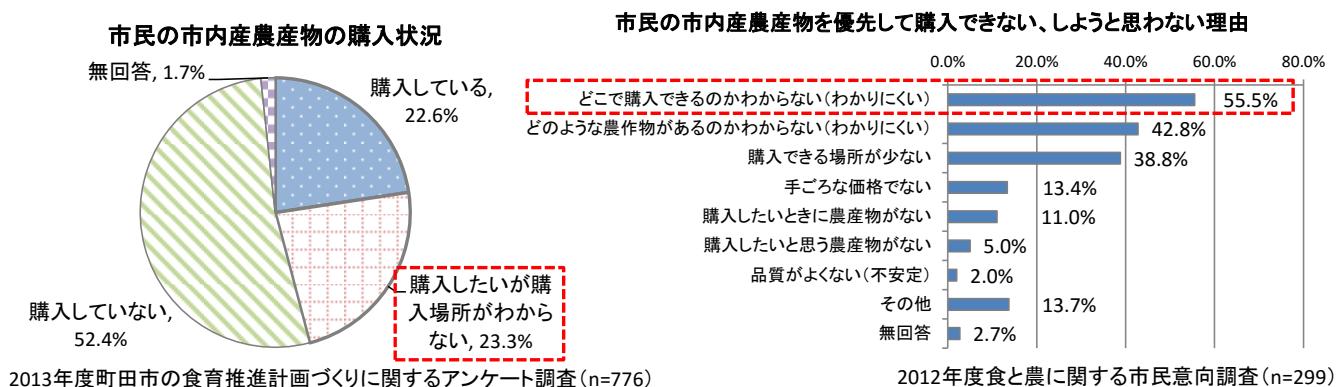
19 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地。



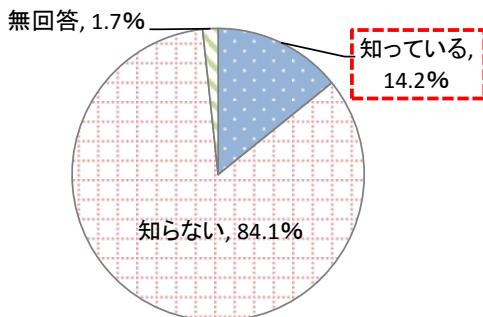
農業産出額は 19.1 億円（2013 年東京都農作物生産状況調査等）で近年は減少傾向です。都内隣接・近郊市の中では農地面積に比例し、八王子市に次ぐ額となっています。

農業産出額の内訳を見ると野菜が 16.4 億円と最も多く、次いで果樹が 1.5 億円となっています。品目別で見るとトマトが 18%を占めています。町田市の農業の特徴の一つとして少量多品目栽培であることが挙げられますが、トマトについてはハウスを導入して栽培する農家が多く、通年で収穫できることから構成比が高くなっています。



調査結果から、市内産農産物の購入場所がわからない（わかりにくい）との市民の声が多くなっています。また、市内産農産物を意識・優先して「購入している」「購入したい」市民は 45.9%と半数近くを占めています。（2012 年度食と農に関する市民意識調査、2013 年度町田市の食育推進計画づくりに関するアンケート調査）

市民の市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」の認知状況



2013年度町田市の食育推進計画づくりに関するアンケート調査(n=776)

2011年度から使用されている市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」の市民の認知度はまだ低い状況となっています。(2013年度町田市の食育推進計画づくりに関するアンケート調査)

市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」

町田市では2011年7月に、市内産農産物のシンボルマークとネーミングを一般公募しました。そして町田市の「町」の字をトマトと瓜に見立てたマークで、元気な生産者、そして消費者に安心して、おいしく食べられることを笑顔で表した「まち☆ベジ」に決定しました。



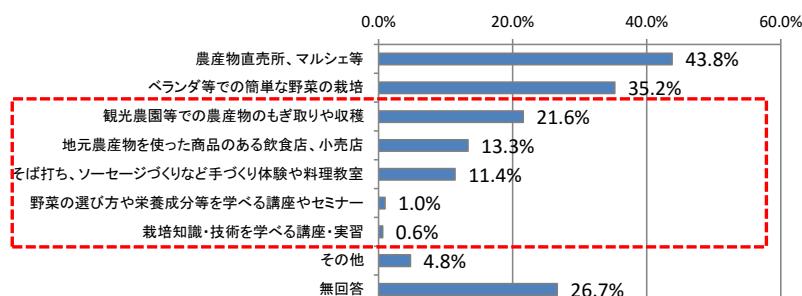
市内産農産物のブランド化の目的から「まち☆ベジ」は、町田市内在住の農業者、又は町田市内に農業拠点がある農業者が、生産記録等の管理の下で生産した農産物（野菜・畜産・園芸等）に限っています。

(5) 市民と農とのふれあいの現状

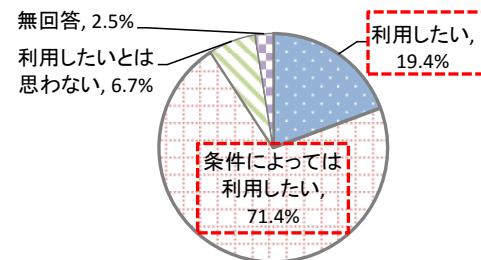
市民の農に関わる体験やサービスの提供の観点では、観光農園等でのもぎ取りや収穫体験、市内産農産物を販売・使用する小売店や飲食店の利用などの経験は少ない状況ですが、多様な農業にかかわる体験やサービスを提供する複合的農業体験施設の利用意向は90.8%あり、多くの市民が期待を寄せています。

町田市食育推進計画では、目標達成のための5つの視点の1つに地産地消が掲げられています。農業を体験することで食に関する感謝の心を育むことや、直売所での農産物購入や給食での市内産農産物の供給を推進し、地域で生産し、地域で消費する取組が必要とされています。

※上記調査結果数値は「2012年度食と農に関する市民意向調査」

市民が参加・利用したことのある体験やサービス

2012年度食と農に関する市民意向調査(n=315)

市民の多様な農業にかかる体験やサービスを提供する複合的農業体験施設の利用意向

2012年度食と農に関する市民意向調査(n=315)

観光農園等での農産物のもぎ取りや収穫の体験や、地元農産物を使った商品のある飲食店、小売店の利用などの経験のある市民は少ない状況となっています。一方で、多様な農業にかかる体験やサービスを提供する複合的農業体験施設に対し、市民の利用意向は90.8%となっています。(2012年度食と農に関する市民意向調査)

3. 町田市の農業の課題

第3次計画の評価のほか、統計情報の整理・調査結果などに基づく実態把握を踏まえ、町田市の農業の課題を以下に整理します。

(1) 担い手における課題

■認定農業者等に対する支援の重点化

統計的にみても販売農家の減少は顕著ですが、市民に市内産農産物を供給できる担い手は販売農家であり、その中心となる意欲ある認定農業者や新規就農者に重点を置き、支援要望に適切に対応していく必要があります。

■新たな担い手への支援強化

後継者のいる農家は減少し、平均年齢も65歳を超えるなど、担い手の高齢化が顕著となっています。農地の貸借により新たな担い手が増えましたが安定した農業経営を継続するためには、相談体制を構築し、既存の農家との結びつきを強化するなどの支援をしていく必要があります。

■農業者の個別課題への適切な対応

積極的に農業を継続・展開していくためには、農作業支援者の費用負担や人材不足、農業用施設への費用負担など、農業者個別の課題が存在しています。こうした課題に適切に対応していく必要があります。

(2) 農地における課題

■遊休農地の増加

市内の遊休農地面積は増加傾向にあります。市内の遊休農地の42%を土地持ち非農家が所有していることから、こうした状況に歯止めをかけていく必要があります。

■生産緑地の“平成34年問題”への対応策検討

現在約250ha存在する生産緑地の多くが2022（平成34）年に指定から30年を迎える、いわゆる“平成34年問題”に対して、農地の急激な減少を食い止めるべき具体的な対策を検討していく必要があります。

■農地が持つ多面的機能の維持

農地が持つ良好な都市環境の維持や災害防止等の多面的な機能維持の側面からも、農地を適切に維持・管理していく必要があります。

(3) 販売における課題

■市内産農産物のブランド力の強化

ほとんどの市内農家は消費者ニーズに応えるため、少量多品目栽培を行っています。少量多品目の生産は一つの品目を大量に生産することとは異なり、コストや手間がかかっているため、それに見合う適正価格での販売に向け、鮮度や安心安全、質の良さなどを知ってもらい、市内産農産物のブランド化を図っていく必要があります。

■市内産農産物に関する情報発信

市民の市内産農産物の認知度は、市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」の認知度からみても低い状況にあります。また、市民の市内産農産物を購入できない理由の多くは、購入場所がわからないとするものとなっており、農産物自体の情報発信とともに、生産量の増加、購入可能な場所の拡大、情報発信など一体的なPRを強化していく必要があります。

■市内産農産物の流通を促進する仕組みの構築

市内産農産物の流通については、身近な販売先であっても農家自身が行う納品や引き取り、販売先への配送など、時間と手間が障壁となるケースが存在しています。消費者が身近に存在する都市農業立地を活かし、消費者への販売や学校給食、市内飲食店等への流通を促進する仕組みを構築し、農家の労力負担の軽減や経費の削減を図っていく必要があります。

(4) 市民と農とのふれあいにおける課題

■農業体験機会の提供拡大

近年、消費者の食への関心の高まりに呼応するように、農業だけでなく、いわゆる広義での「農」についても関心が高まっています。現在市内には、区画を貸し出す市民農園や農業者が自ら教える農業体験農園が点在し、利用を希望する人は多くなっています。それに加え今まで農に興味を持っていない方や若いファミリー層が気軽に農にふれあい楽しむ機会や体験施設で楽しむことによる食育ツーリズムや、障がい者の就労の場や高齢者の健康づくり・生きがいとしての場などの福祉農園が求められています。

■地産地消の推進

地産地消を推進するため、農産物直売所や農産物の加工品のPR、小学校給食での市内産農産物の供給をやすこと、農商連系の促進などにより、多くの市民が地域の恵みを知ることが必要です。

■農業の魅力の伝達

農業には農産物としての食や鮮度、味わいなどのほか、余暇を楽しんだり、癒しをもたらすなど多くの魅力があり、市内にはこうした環境が身近に形成されています。しかし、まだまだその魅力が伝わっていない市民も多く存在することから、情報発信やPRを強化し、農業の魅力を伝えていく必要があります。

第4章 町田市の農業の基本方針

1. 基本方針

基本理念を達成するための基本方針として、「意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり」、「都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮」、「立地を活かした地産地消の推進」、「多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上」の4つ基本目標を掲げ、その目標ごとに施策を展開していきます。

2. 基本目標

基本目標Ⅰ：意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり

町田市の農業の中心的存在となり得る認定農業者や認定新規就農者への積極支援のほか、農業後継者や新規就農者、援農ボランティアなど、担い手不足の打開策の一つとして期待される新たな担い手の育成・支援を行っていきます。また併せて、環境に優しい農業の推進や獣害防止対策などを講じることにより、意欲的に生産に取り組む農業者が安心して生産活動に従事できる環境づくりを行っていきます。

基本目標Ⅱ：都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮

増加傾向にある遊休農地のあっせんや条件の悪い農地の整備を支援していきます。また、市民と農とのふれあいの場である各種農園の広報支援などを行うことにより、都市における農地の保全と利活用を図っていくことで、良好な景観の形成や生物多様性の保全、防災機能など、農地が持つ多面的機能を発揮していきます。

基本目標Ⅲ：立地を活かした地産地消の推進

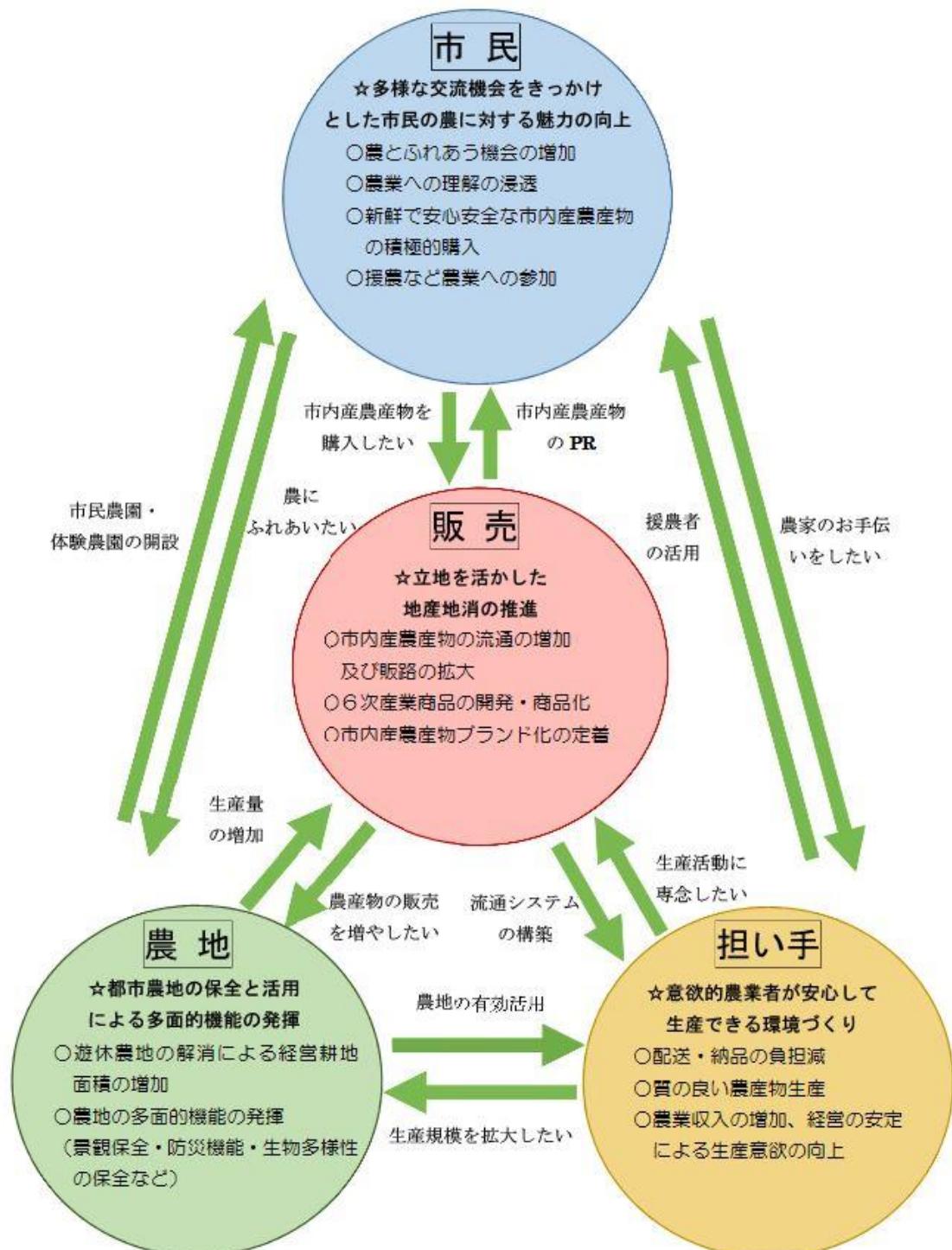
市内産農産物「まち☆ベジ」の付加価値向上や多様な媒体、拠点等を活用した情報発信を行うことにより、市内産農産物のブランド化を図っていきます。また、生産地と消費地が身近な立地を活かし、学校給食や市内飲食店等への流通システムを確立することで、地産地消の一環として販路拡大、食育、農商連携（6次産業ネットワーク）等を推進していきます。

基本目標Ⅳ：多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上

農の体験や農産物の販売など、市民等に農との多様な交流機会を提供する新たな拠点を町田薬師池公園四季彩の杜に整備します。そして、新たに整備する拠点やふるさと農具館、ファーマーズセンター等の農業関連施設を有効に活用したり、農業祭等の各種イベント開催などにより、町田市や町田市の農業を市内外に広くPRし、農業の活性化と市民にとって農が魅力あるものとなるよう事業を推進していきます。

3. 基本目標の相関図

市民と農業者がお互いに支えあっていくことで、魅力ある町田市の農業が推進されます。



4. 計画期間における数値目標

計画期間である 10 年後の町田市の農業の姿として、以下の数値目標を設定します。

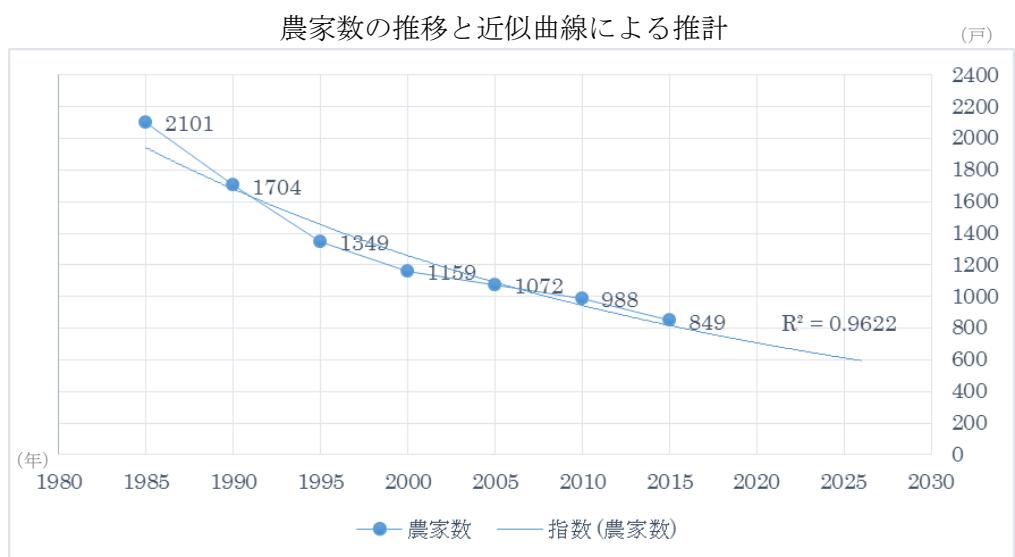
(1) 確保すべき農家数

農地は農産物を生産する機能の他、良好な景観形成や防災等の多面的な機能を持つ貴重な資源です。農地を適切に耕作し、保全していくためには、それを担う農家を一定数確保していくことが必要です。

2015 年の農林業センサスでは、農家数は 849 戸であり、前計画時の 2005 年からは 21% 余り減少しています。このままの減少率で推移していくと 10 年後には、約 30% が減少し、約 600 戸程度になる見込みですが、本計画の実行により農家数の減少を 20% 程度に抑え、680 戸を確保することを目標とします。

1995 年	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年	2026 年
1,349 戸	1,159 戸	1,072 戸	988 戸	849 戸	680 戸

※2015 年までは実績値、前計画の目標値は 2016 年 : 950 戸



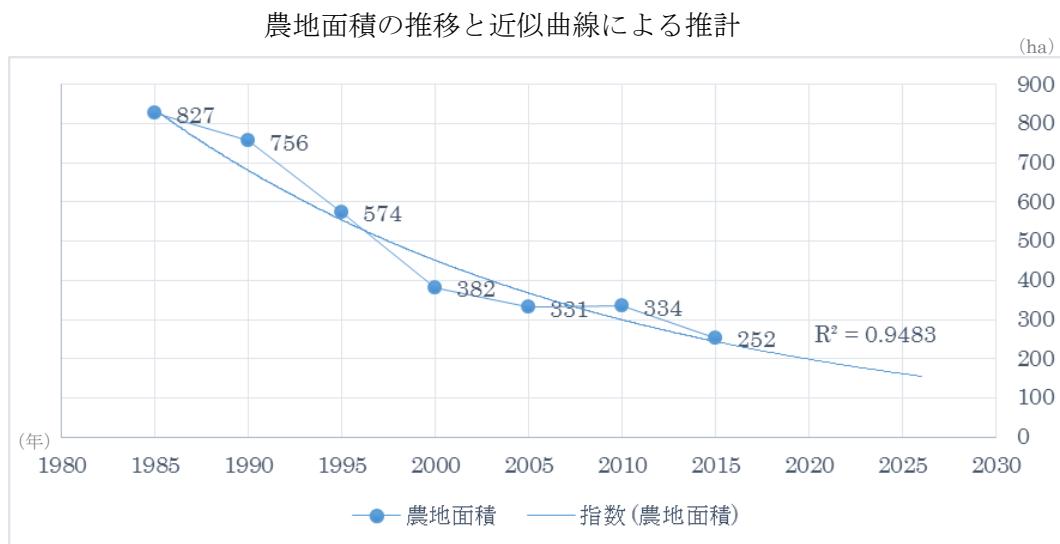
(2) 確保すべき経営耕地面積

農家の生産基盤を維持・拡大を図り、市民へ安心安全で質の良い農産物を生産・供給するためには、経営耕地面積を一定規模確保していくことが必要です。

2015 年の農林業センサスでは、経営耕地面積は 252ha で、全農地面積 (554 ha) の半分程度にとどまり、前計画時の 2005 年からは 24% 余り減少しています。このままの減少率で推移していくと 10 年後には、約 38% が減少し、約 160ha 程度になる見込みですが、本計画の実行により経営耕地面積の減少を抑え、更に遊休農地を解消することで現状維持の 250ha を確保することを目標とします。

1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2026年
574ha	382ha	331ha	334ha	252ha	250ha

※2015年までは実績値、前計画の目標値は2016年：260ha



(3) 農用地利用集積の目標

農家や農地が減少傾向にある中、市民へ供給する農産物の生産量増加を目指すには、生産性の向上・効率化を図るために市内に点在する遊休農地を営農意欲の高い農業者に対してあっせんし、農地を面的に集積する必要があります。

2015年度現在、認定農業者や認定新規農業者等が所有もしくは借りている農地の合計面積を市内農地の総面積で除した農地集積率は16%であり、農地あっせん制度により認定農業者等への農地集積が進みました。引き続き制度に基づき推進し、農地集積率を30%にすることを目標とします。

第3次計画次の目標	2015年度現在	2026年度の目標
10%	16%	30%

(4) 労働時間と農業所得目標

経営労働力は、2人から4名の従事者からなる家族経営を基本にして、援農ボランティアの積極的な活用のほか、地域を担う農家については雇用を入れた経営も推進します。

労働時間は2015年現在、認定農業者で年間平均2,450時間であり、農業者の健康や

余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用や援農ボランティアなどの活用により、主たる従事者1人あたり概ね1,800時間とすることを目標とします。

農業所得については、農業を経営という観点で捉えた場合、最も重視する指標です。年間農業所得の目標は東京都農業基本方針に基づき、町田市の農業をリードする農家は1,000万円、地域の農業を担う農家は600万円、農業の広がりを支える農家は300万円以上と設定し、農家の所得増加に向けて支援をします。また、農業関係団体や民間団体との連携による6次産業ネットワークを推進し、所得向上を図ります。

	2015年度現在	2026年度目標
年間労働時間数	平均2,450時間	平均1,800時間

(5) 農業産出額の目標

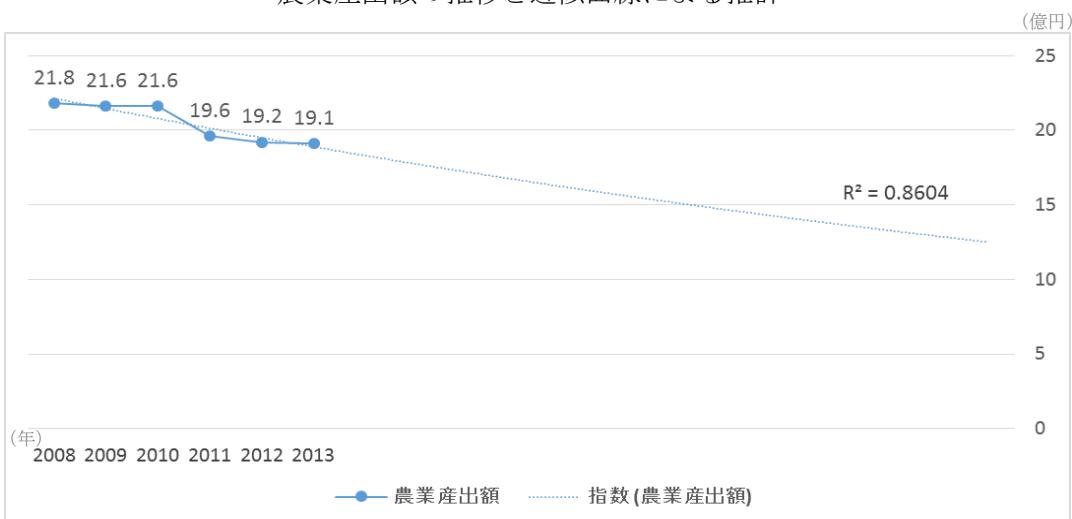
多くの市民が直売所などで気軽に鮮度の高い市内産農産物を手に入れるためには、農産物の生産量を増加させる必要があります。

2015年度東京都の地域・区市町村別農業データブックでは、2013年農業産出額は19.1億円であり、近年は微減傾向にあります。このままの減少率で推移していくと2026年には、約13.7億円程度になる見込みですが、本計画の実行により農業産出額20億円を確保することを目標とします。

2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2026年
21.8億円	21.6億円	21.6億円	19.6億円	19.2億円	19.1億円	20.0億円

※2013年までは実績値

農業産出額の推移と近似曲線による推計



«本計画で使用した主な調査結果及び参考文献等»

○「農林業センサス」(農林水産省)

日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査であり、直近では2015年2月現在の状況を調査した「2015年農林業センサス」が公表されています。

○「東京都農作物生産状況調査」(東京都産業労働局農林水産部)

都内産の農作物に関して、区市町村ごとの品目別の作付面積・生産量等を東京都として独自に行っている調査です。その結果をもとに、東京都における農業に関する統計として、農業産出額や作付延べ面積・ほ場面積、品目別状況等を年度ごとにまとめています。

○「東京都の地域・区市町村別農業データブック」(東京都農業会議)

東京都における農業に関する統計を掲載し、区市町村別の農業の概要を明らかにできるように年度ごとに編集したものです。

○「2012年度食と農に関する市民意向調査」(町田市経済観光部農業振興課)

都市農業の特性を生かした新たなスタイルの食と農に関わる施設を設置し、市民が農にふれあい、関心を持つことで、市内の農業者にも喜びを感じてもらえるような拠点創出に向けた検討の参考とするため、市民が日頃、どのような形で農とのかかわりを持っているか、今後どのような機能やサービスを持った施設の整備を望んでいるかなどについて、2012年度に実施した調査です。

○「2013年度町田市の食育推進計画づくりに関するアンケート調査」

(町田市いきいき健康部保健企画課(現 保健所保健予防課))

「町田市食育推進計画」の基礎資料とともに、今後の食育の取組の検討に活用するため、市民の食育に関する関心や知識や食生活や健康に関する意識と実践、地産地消や行事食の実践度と食育に関わる地域での活動などについて、2013年度に実施した調査です。

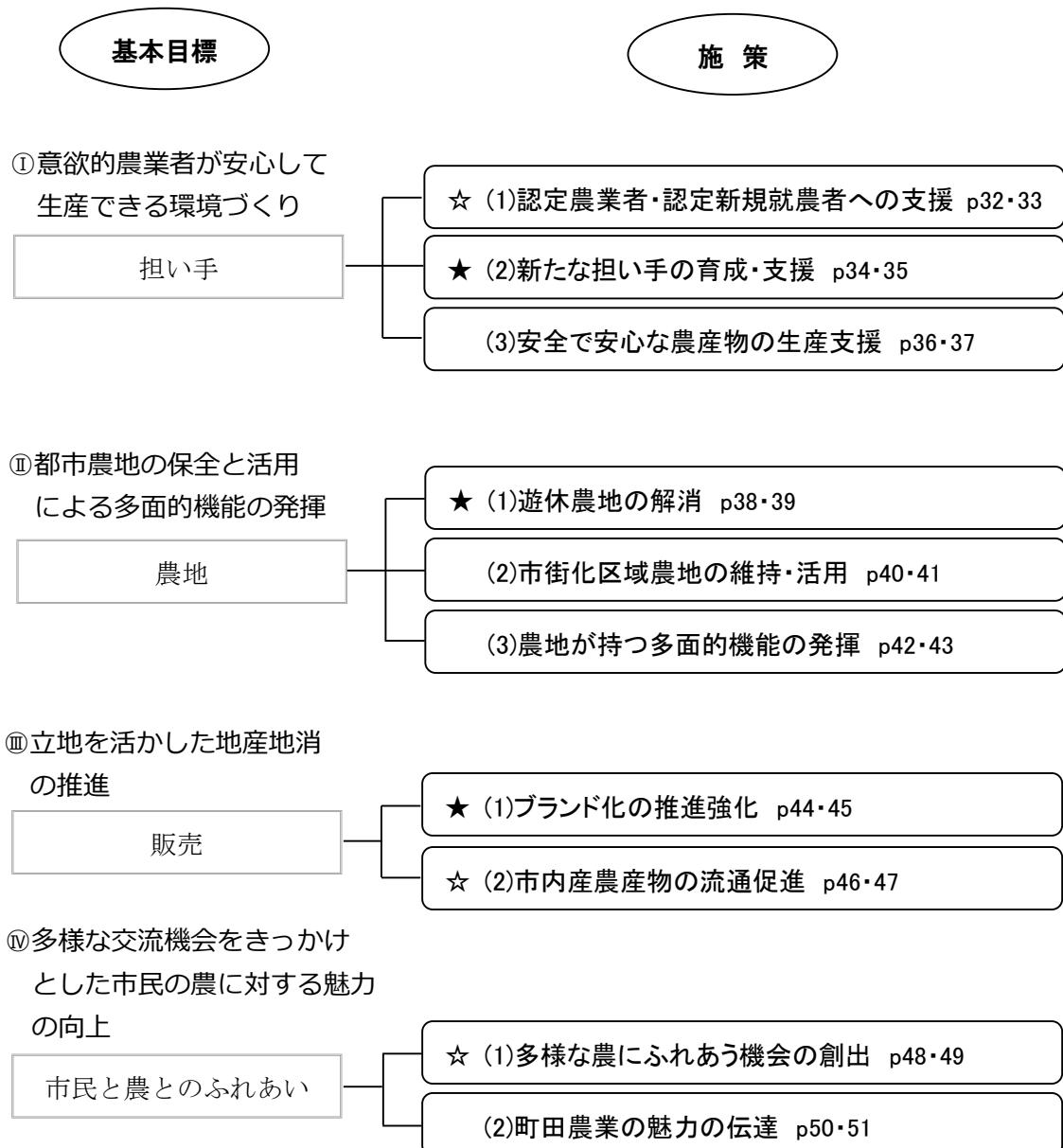
○「2014年度町田市農産物生産流通調査」(町田市経済観光部農業振興課)

薬師池公園周辺に都市農業の特性を生かした新たなスタイルの直売所・農業体験エリア等関わる施設を設置し、市民が農にふれあい、関心を持つことで、市内の農業者にも喜びを感じてもらえるような拠点創出に向けた検討の参考とするため、「東京都農作物生産状況調査」実施時に、市内でどのような農産物が生産され、また、流通しているのかなどについて、町田市独自の設問を加え、2014年度に実施した調査です。

第5章 実行計画

1. 施策の体系

基本理念を達成するための4つの基本目標ごとに、★を「重点施策」として、☆を「重点施策であり新たな取組」として設定し、以下の体系で施策を展開していきます。



2. 実行計画

基本目標 I : 意欲的農業者が安心して生産できる環境づくり

(1) 認定農業者・認定新規就農者への支援【重点】

町田市の農業の中心的存在となる農業者を補章に例示する経営モデルに準拠して認定農業者として認定し、経営相談等の支援を行います。また、町田市で新たに農業経営を開始した意欲ある農業者を認定新規就農者として認定し、農業に定着するための支援を行います。認定者の経営計画達成に向け、農産物の増産や付加価値をつけた農産物の生産のための施設整備等の経営支援を行います。認定新規就農者が就農5年後には認定農業者となり、町田市で安定した農業経営を行うことを目指します。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①認定農業者・認定新規就農者事業	認定農業者や認定新規就農者を認定します。計画達成に向けた施設整備や経営の相談や研修会の開催、市内イベントでのPR活動等の支援を行います。また認定者で組織する協議会等の活動支援を行います。	農業振興課 国、東京都 町田市農業協同組合
②都市農業活性化支援事業【都事業】	認定農業者や認定新規就農者等が収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組を支援します。また、下限事業費が5百万円、上限事業費が1億円と事業規模が大きく、主に農業用ビニールハウスやハウスと併せて整備する防災兼用農業用井戸等の基盤整備、トラクター及び保冷庫等の大型農業用機械整備に利用されます。	農業振興課 東京都
③農業振興補助事業	農業者が創意工夫を發揮して収益性の高い農業を求め、経営の改善及び合理化を目指した事業に対し補助を行います。	農業振興課



認定農業者のシンボルマーク



都市農業活性化支援事業整備施設

【目標】

事業名	現 状	目 標
①認定農業者・認定新規就農者事業	認定農業者数： 91名 (2016年4月1日現在) 認定新規就農者数： 3名 (2016年4月1日現在累計)	認定農業者数： 95名 (2021年度) 認定新規就農者数： 6名 (2021年度累計)
②都市農業活性化支援事業【都事業】	※実施主体数： 5件(累計) (2010～2016年度：前事業の都市農業経営パワーアップ事業含む)	実施主体数： 5件(累計) (2017～2021年度：1件/年)
③農業振興補助事業	認定新規就農者の農業振興 補助事業実施件数： 0件 (2016年4月1日現在)	認定新規就農者の農業振興 補助事業実施件数： 5件 (2021年度)

※実施主体とは、3戸以上の農家で構成される営農集団・農業生産法人及び農業経営を行う一般法人及び町田市農業協同組合等で都市農業活性化支援事業の補助対象者としています。

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①認定農業者・認定新規就農者事業	認定、支援				
②都市農業活性化支援事業【都事業】					
③農業振興補助事業	補助実施				

(2) 新たな担い手の育成・支援【重点】

農業研修を実施し、新規就農者や援農ボランティア育成のための研修を実施することで高齢化や後継者不足による担い手不足の解消を図ると共に、遊休農地の解消を図ります。新規就農者が安定した農業経営を継続できるよう支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①農業研修事業	新たに農業経営を目指す方や農家を支援する援農者など、「自ら耕作できる技術を持った人材」の育成をする研修を実施します。	農業振興課 民間団体
②青年就農給付金事業	経営が不安定な就農初期段階の認定新規就農者等に対して給付金を支給し、町田市の農業への定着を図ります。	農業振興課
③新規就農者支援事業	栽培講習会の実施や販促機会を設けます。また個々の経営に関する悩みの解決方法を検討します。	農業振興課



町田市農業研修農場



援農ボランティア育成研修農場

【目標】

事業名	現 状	目 標
①農業研修事業	農業研修事業修了者数 (2010年度開講からの累計) : 67名 (2016年度) 援農ボランティア育成研修事業 (2005年度からの累計) : 153名 (2016年度)	農業研修事業修了者数 (2010年度開講からの累計) : 117名 (2021年度) 援農ボランティア育成研修事業 (2005年度からの累計) : 193名 (2021年度)
②青年就農給付金事業	青年就農給付金受給者の定着数 (営農を5年以上継続している者) : 0名 (2016年4月1日現在事業開始から3年のため)	青年就農給付金受給者の定着数 (営農を5年以上継続している者) : 6名 (2021年度)
③新規就農者支援事業	認定新規就農者の農業振興 補助事業実施件数 : 0件 (2016年4月1日現在)	認定新規就農者の農業振興 補助事業実施件数 : 5件 (2021年度累計)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①農業研修事業	実施		→	事業検証	→
②青年就農給付金事業	給付		→		
③新規就農者支援事業	講習会や販促機会の提供		→		

(3) 安全で安心な農産物の生産支援

市内畜産農家が生産した堆肥が市内で消費されるよう支援し、資源循環を促進して環境に優しい農業を推進します。併せて、東京都エコ農産物認証制度を推進することにより、市民が日頃から安心安全な市内産農産物を購入できる環境を目指します。

また、アライグマやハクビシン、イノシシといった加害獣による農作物被害が深刻化しています。市内産農産物の安定した供給を確保するため、町田市農業協同組合や町田獣友会等の関係団体と連携して特に被害の多い地区について重点的に被害防止策を講じていきます。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
① 堆肥流通促進事業	農産物を生産する市内農業者等に対し、市内畜産農家が生産する堆肥を購入する経費を補助することにより、市内産堆肥の流通促進を図ります。安心・安全で環境に優しい農産物の生産に取り組む東京都エコ農産物認証取得者を中心に、事業の活用を促していきます。	農業振興課
② 農作物獣害防 止対策事業	増加する加害獣による農作物への被害を防止するため、関係団体と連携して被害のあった農地等へ箱罠やくくり罠を設置して加害獣の捕獲を行い個体数の減少を図ります。また、被害防除に対する方策を検討・実施します。	農業振興課 町田市農業協同組合 農業者



被害を受けた農産物

【目標】

事業名	現 状	目 標
①堆肥流通促進事業	エコ認証取得者人数： 19名 (2016年度)	エコ認証取得者人数： 30名 (2021年度)
②農作物獣害防止対策事業	加害獣侵入防止柵設置件数： 0件 (2016年度)	加害獣侵入防止柵設置件数： 20件 (2018～2021年度累計)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①堆肥流通促進事業	補助事業の実施				→
②農作物獣害防止対策事業	加害獣の捕獲	侵入防止柵設置補助金検討・実施			→

基本目標Ⅱ：都市農地の保全と活用による多面的機能の発揮

(1) 遊休農地の解消【重点】

農業経営基盤強化促進法に基づき、市街化調整区域にある担い手不足により増加している遊休農地を新たな担い手にあっせんし、農地としての利活用を図ります。一方、市街化区域にある農地については、現行制度ではあっせんすることができませんが、生産緑地の貸借に関する制度改正に向けた国の動向を注視しながら、農地あっせん制度の拡大を研究していきます。農地の整備が必要な場合は、整備費の一部を補助します。農業委員と農地利用最適化推進委員による農地パトロールを実施します。また、条件の悪い農地への農道整備を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①農地利用集積円滑化事業	【市街化調整区域】 農地バンク、担い手バンクの登録を行い、マッチングし貸借します。借り受けた農地で整備が必要な場合に費用の一部を補助します。	農業振興課 農業委員会
	【市街化区域】 制度改正に向けた国の動向を注視しながら、農地あっせん制度の拡大を研究していきます。	
②農地パトロール事業	営農されるべき農地について、十分な営農がされていない場合に、適正な管理がなされるように指導するとともに、耕作できない農地の農地バンクへの登録を推進します。	農業委員会
③農地農道整備事業	北部丘陵内の活用されていない農地を活用できるようにするため、農道と畑面の整備を行います。	北部丘陵整備課



農地利用集積円滑化事業 農地あっせん農地



整備された農道

【目標】

事業名	現 状	目 標
① 農地利用集積 円滑化事業	農地のあっせん面積 : 15.3ha (2016 年度)	農地のあっせん面積 : 20.0ha (2021 年度)
② 農地パトロー ル事業	農地バンク登録面積 : 16.0ha (2016 年度)	農地バンク登録面積 : 21.0ha (2021 年度)
③ 農地農道整備 事業	農道整備 : 2,956m (2009～2015 年度実績) 農地整備 : 10,369 m³ (2009～2015 年度実績)	農道整備 : 790m (2017～2021 年度) 農地整備 : 20,002 m³ (2017～2021 年度)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
① 農地利用集積 円滑化事業	農地 あっせん				→
② 農地パトロー ル事業	農地 パトロール				→
③ 農地農道整備 事業	農地農道 整備				→

(2) 市街化区域農地の維持・活用

市民が気軽に農とふれあうことのできる農業者が開設する体験農園や収穫体験農園、農家開設型の貸農園について、制度の周知や関係団体と連携しながら広報等の支援を行い、市街化区域農地の維持・活用を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①農業体験事業	市内3箇所の市営市民農園の管理運営、農業者が開設する体験農園及び収穫体験農園（観光農園）や貸農園等、さまざまな農業体験を市民にPRし、利用者募集などの広報を行います。	農業振興課 町田市農業協同組合 農業者 民間団体
②農地パトロール事業【再掲】	営農されるべき農地について、十分な営農がされていない場合に、適正な管理がなされるように指導し、農地を保全します。	農業委員会



市民農園



農地パトロールの様子

【目標】

事業名	現 状	目 標
①農業体験事業	計 27 園 (2015 年度) 市民農園：3 園、体験農園：8 園、 収穫体験農園：12 園、 農家開設型貸農園：4 園	計 35 園 (2021 年度) ※農家開設型の貸農園や体験農園を中心に戸農業体験機会の創出を図る。
②農地パトロール 事業【再掲】	要改善件数に対する改善率： 80% (2016 年度)	要改善件数に対する改善率： 90% (2021 年度)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①農業体験事業	運営、開設・PR支援				
②農地パトロール 事業【再掲】	パトロール実施				

(3) 農地が持つ多面的機能の発揮

都市農地は、多様な機能を有しています。市内に多く残る水田には市民に潤いと安らぎを与える田園景観の形成や洪水防止、生物の多様性の保全等の機能があり、多くの生産緑地は防災協力農地として協定を結んでいます。良好な景観の形成、生物多様性の保全、洪水防止・避難場所等の防災機能など都市農地の活用を通して多様な機能の発揮に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①七国山景観作物協定事業（薬師池公園四季彩の杜北園事業）	来訪者に農の風景を楽しんでもらえるよう地元の農家組合と協定を結び、七国山地区に1年を通して景観の作物（そば・菜の花・ひまわり等）を栽培します。収穫物は加工・販売を行います。薬師池公園四季彩の杜北園開園の後にも引き続き美しい農の風景を維持し、多くの市民が味わえるような加工品等を開発し提供します。	農業振興課 民間団体
②水田保全事業	水田の良好な景観や機能が損なわれることのないよう面積減少を抑制し保全します。	農業振興課 産業観光課 民間団体
③災害時協力農地・井戸協定事業	災害時の一時避難場所・応急対策場所としての活用及び井戸水の給水協力について、協定を結んでいます。	防災安全課 町田市農業協同組合 農業者



市内の田んぼ



七国山の菜の花畠

【目標】

事業名	現 状	目 標
①七国山景観作物協定事業	1年を通して景観作物（そば・菜の花等）を栽培・収穫し加工品として市民に提供する	事業継続
②水田保全事業	水田保全奨励金交付 (2016年度)	事業継続
③災害時協力農地・井戸協定事業	災害時協力農地登録面積： 畑 130,455.77 m² 、 田 6,365.00 m² (2016年3月現在) 災害時協力井戸件数： 262件 (2015年11月現在)	協定継続

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①七国山景観作物協定事業	景観作物 栽培				→
②水田保全事業	水田保全 事業				→
③災害時協力農地・井戸協定事業	協定締結				→

基本目標Ⅲ：立地を活かした地産地消の推進

(1) ブランド化の推進強化【重点】

市内産農産物のシンボルマーク「まち☆ベジ」を軸として、安心安全な農産物のブランド化を目指します。町田ならではの付加価値をつけることの検討もおこないます。インターネットで市内の直売所、農業体験情報、農家の紹介やSNSを利用した農家からの情報発信など、気軽に農業情報を得ることができます。このほか、薬師池公園四季彩の杜のゲートハウスでは市内農業の情報を発信し、公園を訪れた市内外の方々にPRを行います。このような取組で農業が益々身近になります。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①まち☆ベジ推進事業	<p>シンボルマーク「まち☆ベジ」を活用した配布物やのぼり旗の作成等により、市内農産物の販売促進を目的としたPR活動を実施します。</p> <p>単なる市内産の安心安全な農産物ということだけでなく、町田ならではの付加価値をつけることの検討を行います。</p> <p>インターネットを利用した市内農業の情報発信を行います。</p>	農業振興課 町田市農業協同組合 農業者 民間団体



市内産農産物シンボルマーク



まち☆ベジマークを使用した販売

【目標】

事業名	現 状	目 標
①まち☆ベジ推進事業	付加価値のついた農産物のブランドがない	市と町田市農業協同組合、市内農家でブランド化について検討し、付加価値を見出し、市内外にPRをしていく インターネットを利用した市内の農業情報の発信
	市民の市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」の認知度： 14.2% (2012年度)	市民の市内産農産物シンボルマーク「まち☆ベジ」の認知度： 30.0% (2021年度)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①まち☆ベジ推進事業	販売促進				
	PR活動の実施				
	ブランド化検討				
	インターネットを利用した市内の農業情報発信に向けた検討・準備	インターネットを利用した市内の農業情報の発信			

(2) 市内産農産物の流通促進【重点】

学校給食への食材供給は子どもの食育につながる一方、農家の安定した出荷先になっています。しかし農業者自身が農作物を配送するには限りがあり、学校給食だけではなく市内レストラン等からの多くの需要にも応えることができません。市内産農産物を安定的に生産・供給できる流通システムを構築することで販路が増え、農産物の活用方法の幅も広がり、農商工連携も進み、農業者の生産意欲を喚起し、生産量と供給量の増加を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①学校給食食材 供給事業	小学校と農業者をつなぎ、給食への安心安全な市内産農産物の供給量の増加と食育の推進を図ります。 学校給食コーディネート体制の構築・契約栽培、配達方法を検討します。	農業振興課 保健給食課 農業者 町田市農業協同組合 民間団体
②市内産農産物 流通促進事業	市内産農産物を安定供給するための流通システムを確立し、農業者の販路を拡大します。市内産農産物を使うレストランや販売店を「まち☆ベジ」使用店として登録し、使用店を増やします。	農業振興課 町田市農業協同組合 民間団体



小学校の給食時間の風景



町田市農業協同組合 アグリハウス鶴川

【目標】

事業名	現 状	目 標
①学校給食食材供給事業	農産物重量ベース上位 10 品目*に占める市内産の割合 : 7.4% (2015 年度)	農産物重量ベース上位 10 品目に占める市内産の割合 : 15.0% (2021 年度)
②市内産農産物流通促進事業	「まち☆ベジ」使用登録店舗数 : 36 店舗 (2015 年度)	「まち☆ベジ」使用登録店舗数 : 50 店舗 (2021 年度)

*2015 年度の購入量上位 10 品目は上からタマネギ、ジャガイモ、ダイコン、キャベツ、ニンジン、長ネギ、ハクサイ、コマツナ、キュウリ、トマト。

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①学校給食食材供給事業	小学校と農家との相対方式での取引給食への供給促進				
	コーディネート体制の構築	コーディネート体制の仮稼動	コーディネート体制本稼動		
②市内産農産物流通促進事業	流通システムの構築	流通システム仮稼動	流通システム本稼動		

基本目標IV：多様な交流機会をきっかけとした市民の農に対する魅力の向上

(1) 多様な農にふれあう機会の創出【重点】

市民が農とふれあう機会を増やすため、市民農園、体験農園や観光農園、貸農園について、制度の周知や関係団体と連携しながら広報等の支援を行っていきます。また、薬師池公園四季彩の杜に体験農園や市内産農産物直売所を整備し、市民が手軽に市内産農産物を購入できるようにして、市内外に「町田市」と「町田市の農業」をPRできる魅力的なスポットとなるよう整備します。

【主な事業】

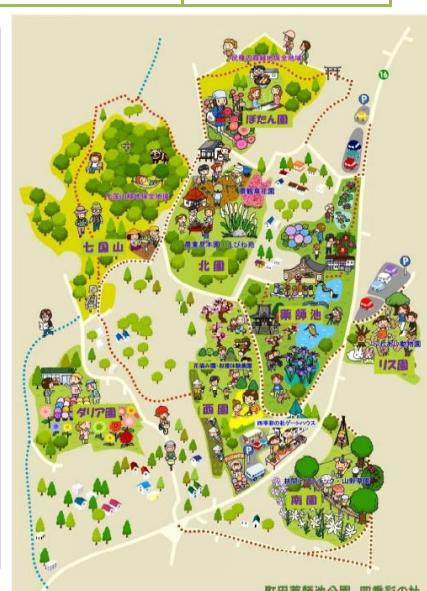
事業名	事業内容	実施主体
①薬師池公園四季彩の杜 ゲートハウス・西園事業	作付から収穫、食べるところまで、気軽に楽しめる体験農園や農産物直売所を開園します。	農業振興課 公園緑地課 産業観光課 民間団体
②薬師池公園四季彩の杜北園事業	ふるさと農具館やファーマーズセンターの機能改善の検討、その周辺の公園用地の活用を図ります。	農業振興課 公園緑地課 産業観光課 民間団体
③農業体験事業【再掲】	市内3箇所の市営市民農園の管理運営、農業者の運営する体験農園及び収穫体験農園（観光農園）や貸農園等、さまざまな農業体験を市民にPRし、利用者募集などの広報を行います。	農業振興課 町田市農業協同組合 農業者 民間団体
④食育ツーリズム事業	農業と商業の協働による食育の取組を行います。	保健予防課 農業振興課 産業観光課

町田薬師池公園四季彩の杜

市では2014年6月に「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画」を策定しました。薬師池周辺を一つの公園として捉え「四季を通して花・風景・回遊を楽しめる魅力ある公園」をコンセプトに事業展開を図っています。

農業に関する部分では、公園全体の玄関口としての機能を持つゲートハウスに農産物直売所を設け、新鮮で安心安全な市内産の農産物が購入できるようになります。西園にかけては来園者が気軽に農にふれあうことができる体験農園エリアを設けます。「七国山ファーマーズセンター」は北園のビジターセンターとして機能を拡充しリニューアルオープンします。「ふるさと農具館」は、展示替え等を行いより魅力的な施設とします。

ゲートハウス・西園は2020年度、北園は2021年度にオープンし、多くの方が一年を通して四季を楽しめる、観光の拠点となる予定です。



【目標】

事業名	現 状	目 標
①薬師池公園四季彩の杜 ゲートハウス・西園事業	基本設計策定 (2016年度)	薬師池公園四季彩の杜 ゲートハウス・農業体験エリア： 開園・運営開始 (2020年度)
②薬師池公園四季彩の杜北園事業	ふるさと農具館、 七国山ファーマーズセンター運営	薬師池公園四季彩の杜 北園エリア： 開園・運営開始 (2021年度)
③農業体験事業 【再掲】	計 27 園 (2015年度) 市民農園：3園、体験農園：8園、 収穫体験農園：12園、 農家開設型貸農園：4園	計 35 園 (2021年度) ※農家開設型の貸農園や体験農園を中心に戸農業体験機会の創出を図る。
④食育ツーリズム事業	実施	実施

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①薬師池公園四季彩の杜 ゲートハウス・西園事業	ゲートハウス・西園運営検討			ゲートハウス・西園運営	
②薬師池公園四季彩の杜北園事業	北園エリア機能改善の検討				北園エリア運営
③農業体験事業 【再掲】	市民農園の管理・運営				
④食育ツーリズム事業	食育ツーリズム実施				

(2) 町田農業の魅力の伝達

市民が町田の農に触れることのできるイベントとして町田市の農業祭を開催し、都市農業の重要性を認識してもらうため、町田市の農業を積極的にPRするとともに、商工業者との連携を通して町田市の農業の活性化に繋げます。

薬師池公園四季彩の杜のゲートハウスや農業体験エリア、ふるさと農具館、ファーマーズセンター等で幅広く町田の農業の魅力を伝えます。

【主な事業】

事業名	事業内容	実施主体
①農業祭事業	農業者の生産意欲の高揚と、都市農業の重要性の認識と理解を深めることなどを目的に農業祭を実施し、町田市の農業を積極的にPRするとともに、商工業者との連携を通して町田市の農業の活性化に繋げます。	農業振興課 町田市農業協同組合
②ふるさと農具館事業	市の農業の歴史及び農家の生活様式を紹介し、市民の農業に関する知識の普及と関心の向上を図る施設として活用します。また薬師池公園四季彩の杜のブランド力向上に寄与できる施設にします。	農業振興課 公園緑地課 民間団体
③七国山ファーマーズセンタ一事業	自然や農業とふれあうことのできる拠点施設として活用します。薬師池公園四季彩の杜北園のビジターセンターとして機能拡充等を行います。	農業振興課 公園緑地課 民間団体

町田市農業祭

町田市農業祭は例年、キラリ☆まちだ祭との合同開催で実施され、町田市の農業のPRを目的として農産物品評会(野菜の部、植木の部に分け販売可能なものを審査)の他、農産物即売会や野菜で作られた宝船や御輿、花で作られたまち☆ベジマークの展示を行っています。展示された農産物は来場者に対して販売し、例年多くの方に市内産農産物の質の良さを実感していただき、「見ても食べても」ご好評をいただいております。



町田市農業祭の様子

この他、年間を通した取組として、ハウストマトやキュウリ等の野菜を対象に、農技術競技会(作物に加え圃場の状態を審査)や畜産共進会(家畜の改良成果の審査)を実施し、安心安全な美味しい農産物を作るための技術の研鑽を図っています。こうした審査を経て優秀な賞を獲得した農業者に成果を褒め称える賞状を授与し、農業者相互の生産意欲の向上を図っています。

【目標】

事業名	現 状	目 標
①農業祭事業	来場者数：5,550人 (2016年度)	来場者数：10,000人 (2021年度)
②ふるさと農具館事業	年間入館者数：29,351人 (2015年度)	年間入館者数：32,000人 (2021年度)
③七国山ファーマーズセンタ一事業	年間入館者数：11,961人 (2015年度)	年間入館者数：32,000人 (2021年度)

【スケジュール】

事業名	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
①農業祭事業	実施				→
②ふるさと農具館事業	運営				→
③七国山ファーマーズセンタ一事業	管理・運営 及び機能拡充等の検討			→	ビジターセンター機能開設



ふるさと農具館

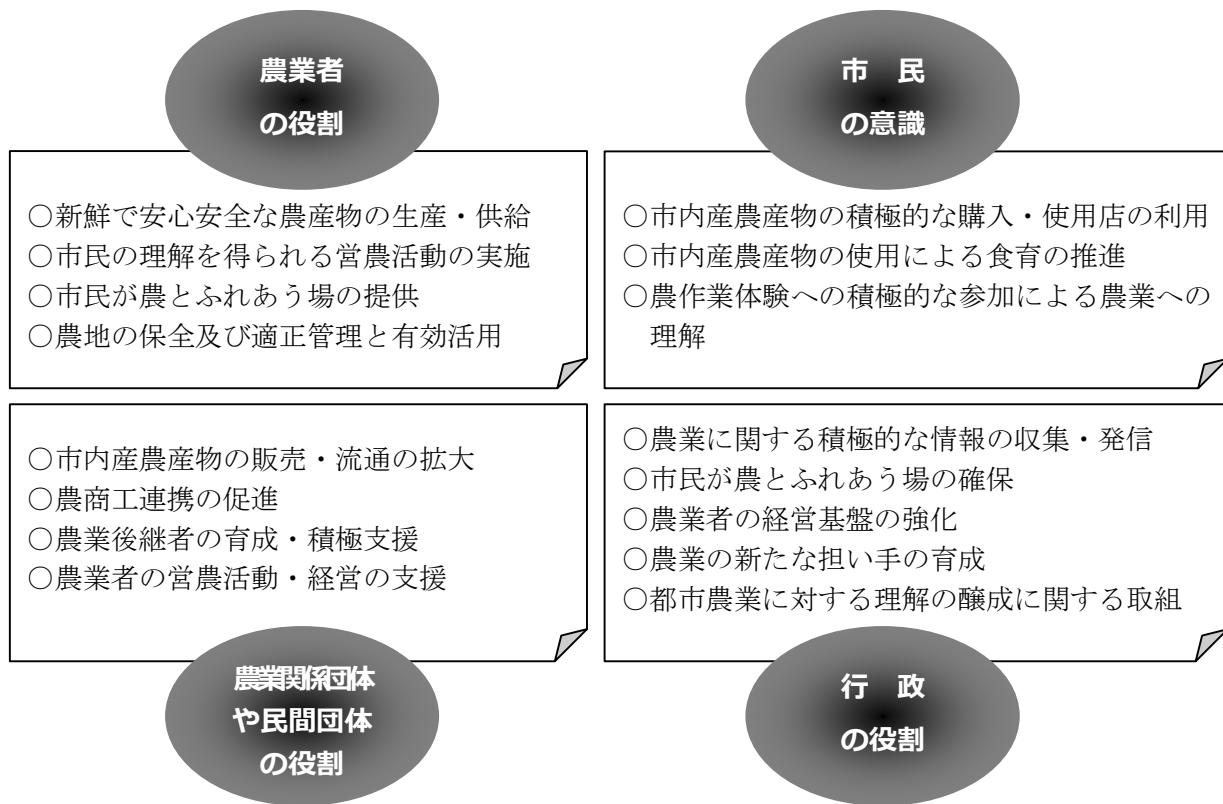


七国山ファーマーズセンター

第6章 計画の進め方

本計画の推進にあたっては、農業者や町田市農業協同組合、民間団体、市民、行政等の各主体が適切に役割分担・協力をして、事業を推進していく必要があります。

そのため、農業者や町田市農業協同組合、民間団体、市民、学識経験者、行政（市・都）で構成する「(仮称) 町田市農業振興計画推進委員会」を立ち上げ、定期的に各事業の進捗確認や評価等の進行管理を行っていきます。



補 章 経営モデルの設定

町田市の農業は、全国的な傾向と同様に担い手や農地の減少が顕著な状況である中で、野菜、植木・花き、畜産、貸し農園・体験農園・観光農園の運営など、多様な農業経営を展開しています。

農業者それぞれの条件に応じて適切な目標を設定し、その目標を農業者一人ひとりが達成することで、多くの市民に鮮度の高い安心安全な農産物を届けられたり、農作業を体験することで農を感じられるようになるなど、農業をきっかけとした豊かな市民生活を提供できます。

こうした観点から町田市では、農業者一人ひとりが適切な目標を持って農業経営に取り組めるよう、農業者が将来目指すべき姿の指標として、経営モデルを以下のように設定しました。なお、東京都農業基本方針に基づき、農業者の条件に応じて、5年後に目指す年間農業所得の目標を1,000万円・600万円・300万円に設定しました。

<農業所得別経営体モデル>

- 1 町田市の農業をリードする経営体モデル（所得目標1,000万円）
- 2 地域の農業を担う経営体モデル（所得目標600万円）
- 3 農業の広がりを支える経営体モデル（所得目標300万円）

認定農業者の所得の現状・目標

認定農業者は、地域農業の中心的存在として営農をしており、質の高い農産物を生産している観点からも重点的に支援をしていく必要があります。

認定農業者の所得の現状について、目標としている経営モデルごとに分類したところ、「町田市の農業をリードする経営体モデル」は3名、「地域の農業を担う経営体モデル」は9名、「農業の広がりを支える経営体モデル」は77名でした。本計画の実行により、町田市の農業をリードする経営体モデルが5名、地域の農業を担う経営体モデル15名、農業の広がりを支える経営体モデル80名確保することを目標とします。

経営モデル	現状の目標	目標（2026年度）
町田市の農業をリードする経営体モデル (所得目標1,000万円以上)	3名	5名
地域の農業を担う経営体モデル (所得目標600万円以上1,000万円未満)	9名	15名
農業の広がりを支える経営体モデル (所得目標300万円以上600万円未満)	77名	80名

1. 野菜を主にした経営体モデル

<※施設：農業用ハウス等>

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) (※施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
1,000	施設、露地野菜の直売と市場出荷を組み合わせた経営	200 (施設 20) 400	4 雇用 2.5	トマト、ナス、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ	パイプハウス、トラクター、移植機、暖房機、播種機、ハンマーナイフ、予冷庫、洗浄機
600	施設、露地野菜の直売経営	150 (施設 15) 300	4 雇用 1	トマト、ナス、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ	パイプハウス、トラクター、移植機、播種機、ハンマーナイフ、予冷庫、洗浄機
300	施設、露地野菜の直売経営	80 (施設 10) 120	3 雇用 0.5	トマト、ナス、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ	パイプハウス、トラクター、播種機、予冷庫、洗浄機
300	露地野菜の市場出荷経営	100 (施設 0) 150	3 雇用 0.5	ナス、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ	トラクター、播種機、予冷庫、洗浄機
300	野菜直売と農産物加工販売を組み合わせた経営	50 (施設 10) 80	2	トマト、ナス、キュウリ、ホウレンソウ、コマツナ、ブロッコリー、ダイコン、キャベツ	加工施設、パイプハウス、トラクター、予冷庫

2. 観光農園・体験農園を主にした経営体モデル

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) (※施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
600	観光農園と農産物加工販売を組み合わせた経営	100 (施設 5) 120	3 雇用 1	ブルーベリー、トマト、ナス、キュウリ、ブロッコリー、ダイコン	防鳥網施設、パイプハウス、トラクター、播種機、加工施設
300	観光農園と直売を組み合わせた複合経営	80 (施設 0) 100	3	ブルーベリー、トマト、ナス、キュウリ、ブロッコリー、ダイコン	防鳥網施設、トラクター、播種機

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) (※施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
300	体験農園と直売を組み合わせた複合経営	100 (施設 5) 150	2	トマト、ナス、キュウリ、ブロッコリー、ダイコン	ハイハウス、トラクター、播種機、ハサマナイフ、予冷庫

3. 植木を主にした経営体モデル

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) (※施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
600	緑化木を中心とした植木経営	150 (施設 5) 150	3 雇用 1	ハナミズキ、コニファー、ツツジ	育苗ハウス、クレーン付トラック、バックホー
300	植木の生産、販売を中心とした経営	80 (施設 0) 80	2	ハナミズキ、ツツジ、シャラ、ヤマボウシ	クレーン付トラック、バックホー

4. 花きを主にした経営体モデル

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) (※施設面積 (a)) 作付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
600	切り花の市場出荷経営	20 (施設 20) 20	3	バラ	園芸用ハウス、暖房機、溶液供給装置
600	花壇苗・鉢花を主とした市場出荷経営	20 (施設 10) 20	2	花壇苗、鉢花	園芸用ハウス、暖房機、自動灌水装置
300	切り花の市場出荷と直売を組み合わせた経営	35 (施設 5) 50	2	ダリア、ケイトウ、オーメン	園芸用ハウス、暖房機

5. 畜産を主にした経営体モデル

所得目標 (万円)	営農モデル	経営耕地 (a) 飼養頭・羽数 (家畜の種類)	労働力 (人)	主な品目	主な施設 ・機械
1,000	酪農と自家製乳製品の直売を組み合わせた経営	100 40頭 (経産牛)	2 雇用2	生乳、乳製品、堆肥	牛舎、ミルカー、バブルクーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設、加工販売施設
600	高能力牛群の飼育と堆肥の生産・販売を行う経営	100 30頭 (経産牛)	2	生乳、堆肥	牛舎、ミルカー、バブルクーラー、自動給餌機、ふん尿処理施設
600	黒毛和種の飼育と堆肥の生産・販売を行う経営	100 20頭 (肉牛)	2	肉牛、堆肥	牛舎、ふん尿処理施設
600	TOKYO X 等の飼育を主とした養豚経営	30 50頭 (種豚)	2	TOKYO X、肉豚、堆肥	豚舎、ふん尿処理施設、飼料調整施設
600	採卵鶏と自家製卵製品の直売を組み合わせた経営	30 4,000羽 (採卵鶏)	3 雇用2	鶏卵、卵製品、堆肥	鶏舎、ふん尿処理施設、加工販売施設
300	庭先販売を主とした養鶏経営	30 2,000羽 (採卵鶏)	2	鶏卵、堆肥	鶏舎、ふん尿処理施設

附属資料

1. 策定経過

日時	委員会種別	内 容
2016年 5月 23 日（月） 14：00～	第1回 策定検討委員会	・計画素案について
2016年 7月 11 日（月） 13：30～	第2回 策定検討委員会	・計画案について
2017年 1月 10 日（火） 13：30～	第3回 策定検討委員会	・パブリックコメントについて ・計画案について

2016年 2月 9 日（火） 13：30～	2015年度第1回 庁内検討委員会	・町田市の農業・農地について ・計画の概要について ・策定スケジュールについて
2016年 4月 15 日（金） 10：00～	2016年度第1回 庁内検討委員会	・骨子について ・各課における農業との関わりについて ・市農業の課題等について
2016年 5月 13 日（金） 13：30～	2016年度第2回 庁内検討委員会	・計画素案について
2016年 6月 30 日（木） 10：00～	2016年度第3回 庁内検討委員会	・計画案について
2016年 11月 22 日（火） 9：30～	2016年度第4回 庁内検討委員会	・パブリックコメントについて ・計画案について

2. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

第1 設置

第4次町田市農業振興計画の策定に関し、農業関係者等の意見を聴取するため、第4次町田市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 第4次町田市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2016年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2017年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

委員

学識経験を有する者 1人
市内の農業者の代表 2人以内
町田市農業協同組合の代表 1人
東京都農業会議の代表 1人
町田市消費生活センター運営協議会の代表 1人
流通事業者の代表 1人
農業に係るNPO法人の代表 1人
東京都農業振興事務所の職員 1人
東京都南多摩農業改良普及センターの職員 1人
町田市農業委員会委員 1人

3. 第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会設置要綱

第1 設置

第4次町田市農業振興計画の策定に関し必要な事項を庁内において検討するため、第4次町田市農業振興計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第4次町田市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、経済観光部農業振興課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる課の職員のうちから、市長が委嘱し、又は指名する。

政策経営部企画政策課 保健所保健予防課 経済観光部産業観光課 経済観光部北部丘陵整備課 都市づくり部土地利用調整課 教育委員会事務局学校教育部保健給食課

第4 委員長

- 1 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第5 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、経済観光部農業振興課において処理する。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2016年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2017年3月31日限り、その効力を失う。

4. 第4次町田市農業振興計画策定検討委員会委員名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
明治大学 農学部食料環境政策学科	准教授	橋口 卓也	学識経験者
消費生活センター 運営協議会	副会長	福岡 ひとみ	消費者
合同会社旬彩坊	代表社員	岡野 英之	流通事業者
町田市 農業委員会	会 長	吉川 庄衛	町田市農業委員会
町田市農業協同組合 野菜部会		中溝 章雄	市内農業者
町田市農業協同組合 青壯年部会		細野 修一	市内農業者
特定非営利活動法人 たがやす	事務局長	斎藤 恵美子	農業系法人
町田市農業協同組合 経済部	部長代理	鈴木 裕孝	町田市農業協同組合
東京都農業振興事務所 農務課農政係	課長代理	今安 典子	東京都
東京都南多摩 農業改良普及センター	主任 普及指導員	小林 和郎	東京都
東京都農業会議	事務局長	北澤 俊春	東京都農業会議

5. 第4次町田市農業振興計画策定府内検討委員会委員名簿

課 名	役 職	氏 名	備 考
経済観光部農業振興課	課 長	溝口 明	委員長
経済観光部産業観光課	課 長	井上 誠	副委員長
政策経営部企画政策課	担当課長	村上 和久	
経済観光部北部丘陵整備課	課 長	廣瀬 典久	
都市づくり部土地利用調整課	課 長	杉山 祐介	
保健所保健予防課	担当課長	古味 斎	
学校教育部保健給食課	課 長	佐藤 浩子	

第4次町田市農業振興計画

2017年3月 初版（刊行物番号16-88）

発行 町田市経済観光部農業振興課

東京都町田市森野2丁目2-22

042-724-2166

印刷 庁内印刷



町田産農産物シンボルマーク